

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本顎咬合学会と称する。また、英文名は The Academy of Clinical Dentistry とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区平河町一丁目8番2号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、咬み合わせの科学を基本に歯科の幅広い分野で、学術研究、教育普及活動、国際活動、医療活動および予防活動を行い、その進歩と発展に貢献するとともに、不特定多数の市民・団体を対象に助言・支援・協力を行い、咬み合わせに関する健康と知識を普及させることにより、質の高い人生を送ることを意図し、もって国民の保健ならびに公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 顎咬合学に関する学術大会 (The Annual Meeting of The Academy of Clinical Dentistry) の開催事業
- (2) 市民公開講座等による一般市民を対象とした咬み合わせに関する社会教育活動事業
- (3) 顎咬合学に関する会誌 (The Journal of The Academy of Clinical Dentistry) 及び会報の発行事業
- (4) 顎咬合学に関する専門医、指導医、認定医、指導歯科技工士、指導歯科衛生士、認定歯科技工士、認定歯科衛生士を認定する事業
- (4)の2 一般社団法人日本歯科専門医機構の下における歯科専門医の認定等を通じた専門知識と技術の普及振興事業

(5) 顎咬合学に関する研究会、研修会の開催事業

(6) 顎咬合学に関する教育講演会の開催事業

(7) 咬み合わせ及び関連領域の臨床疾病調査事業

(8) ホームページ等による咬み合わせに関する広報活動並びに情報提供事業

(9) 国内外における顎咬合学に関する関係団体及び諸学会との協力、連携事業

(10) その他目的を達成するために必要な事業

2. この法人はその他の事業として次の事業を行う。
 - (1) 会誌への広告掲載事業
 3. 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員及び名誉会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員 この法人又は顎咬合学に関して功労のあった個人で理事会の承認を得たもの
- (3) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し支援する団体で、理事会の承認を得たもの
- (4) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した学生及び研修医及び大学院生（社会人大学院生を除く）

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員になろうとする者は、入会申込書を添えて理事長に申し込むものとする。
3. 理事長は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
4. 理事長は、第2項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は理事会で定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、そ

の資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき.
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき.
- (3) 繼続して1年間会費を滞納したとき.
- (4) 除名されたとき.

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき.
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき.
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

(入会金、会費の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員、顧問、相談役及び評議員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 40名以上70名以内
 - (2) 監事 2名以上5名以内
2. 理事のうち1名を理事長、1名を前理事長、4名を副理事長（うち1名を次期理事長）、1名を専務理事、25名以内を常任理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、評議員会への諮問を経て総会において選任する。

2. 理事長、副理事長、専務理事、常任理事は、理事の互選によりこれを定め、評議員会及び総会に報告する。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2. 前理事長は理事長の諮問に応え会務の円滑な遂行にあたる。
- 3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4. 専務理事は、会務運営に必要な事項の全般を掌握し、会務執行にあたる。
- 5. 常任理事は、本会の運営に関する日常の会務を分担する。
- 6. 理事は、理事会を組織し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 7. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、理事長の任期は2期4年を限度とする。

- 2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3. 役員に欠員を生じたときは補充することができるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会

- の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるべきなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
 3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

- 第20条 この法人に顧問若干名を置く。
2. 顧問は役員経歴者のうち、本会の発展に著しく貢献した者を理事会で選出し理事長がこれを委嘱し、評議員会及び総会に報告する。
 3. 顧問の任期は2年とし再任を妨げない。
 4. 顧問は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権はない。

(相談役)

- 第21条 この法人に相談役若干名を置く。
2. 相談役は、適任者を理事会で選出し理事長がこれを委嘱し、評議員会及び総会に報告する。
 3. 相談役の任期は2年とし再任を妨げない。
 4. 相談役は、この法人の活動に関し必要な助言をし、理事長の要請によりこの法人の会議その他委員会・部会等に出席して意見を述べができる。ただし、議決権はない。

(評議員の選任等)

- 第22条 この法人に評議員60名以内を置く。
2. 評議員は支部代表者及び本会に功績のあった者の中から理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
 3. 評議員の任期は2年とし再任を妨げない。
 4. 評議員は理事会の議決によりこれを解任することができる。

(評議員の職務)

- 第23条 評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問について必要な事項を協議し、意見を述べることができる。

第4章 会議

(種別)

- 第24条 この法人の会議は、総会、理事会及び評議員会とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第25条 総会は正会員及び名誉会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第26条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) 解散における残余財産の帰属先
- (6) 会員の除名
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第27条 通常総会は毎年1回開催する。

2. 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員及び名誉会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第7項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から90日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第29条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第30条 総会は、正会員及び名誉会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と追加事項

とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員及び名誉会員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第32条 各正会員及び名誉会員の表決権は、平等なものとする。

2. 止むを得ない理由により総会に出席できない正会員及び名誉会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員及び名誉会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員及び名誉会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席した者とみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員及び名誉会員は、その議事に加わることができるない。

(総会の議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員及び名誉会員総数と出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人二人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第34条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第35条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第36条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目

的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第37条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から1か月以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第39条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会し議事を決議することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員（正会員及び名誉会員に限る）を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(理事会の議決)

第40条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. 止むを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、または電磁的方法出席者にあっては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人が記名押印又は署名押印しなければならない。

(評議員会)

- 第43条 評議員会は、理事長が原則として年1回招集する。
2. 評議員会は、評議員数の2分の1以上（委任状を含む）出席がなければ会議を開くことができない。

(評議員会の議長選出及び議事録の作成)

- 第44条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出し、議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

- 第45条 この法人の資産は、次の各号に掲げたものを持って構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の区分)

- 第46条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産、その他事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

- 第47条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

- 第48条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

- 第49条 この法人の会計は、次のとおり区分する。
- (1) 特定非営利活動に係わる事業会計
 - (2) その他の事業会計

(事業年度)

- 第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、

翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

- 第51条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第52条 前条の規定に係わらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

- 第53条 (削除)

(予算の追加及び更正)

- 第54条 予算成立後に止むを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第55条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2. 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

- 第56条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第57条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員及び名誉会員総数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する次の事項については、所轄庁の承認を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
 - (10) 定款の変更に関する事項
2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

- 第58条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員及び名誉会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

- 第59条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員及び名誉会員総数の過半数をもって決した他の特定非営利活動法人または公益社団法人もしくは公益財団法人に譲渡するものとする。

（合併）

- 第60条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員及び名誉会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

- 第61条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対

照表については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

- 第62条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

（運営）

- 第63条 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第10章 雜則

（細則）

- 第64条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
 2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
- | | |
|------------|--|
| 理事長 | 河津 寛 |
| 次期理事長・副理事長 | 上野道生 |
| 前理事長 | 河原英雄 |
| 副理事長 | 鈴木 尚, 平井 順, 岩田健男 |
| 専務理事 | 渡辺隆史 |
| 常任理事 | 阿部二郎, 今井俊広, 上田秀朗, 榎本一彦, 加々美恵一, 菅崎直身, 武井順治, 中川孝男, 中村順三, 夏見良宏, 行田克則, 林 揚春, 南 清和, 山影俊一, 湯田 宏, 吉木邦男, 吉竹賢祐, 脇本 貢, 矢沢一浩, 菅野博康, 荒木久生, 石上和紀, 市村賢二, 伊藤雄策, 岡野弘幸, 岡部良博, 金沢紘史, 金森敏和, 亀田行雄, 河原三明, 木村純子, 黒谷知子, 小林義典, 坂本伸人, 佐藤直久, 嶋田 淳, 申 基皓, 菅井敏郎, 高良政勝, 谷口威夫, 坪井新一, 富野 晃, 野玉智弘, 波多野泰夫, 林 靖之, 林 佳明, 普光江洋, 藤橋 弘, 村岡秀明, 山地良子, 山本宏治, 李 一孝, 渡辺秀司 |
| 理 事 | 保母須弥也, 小嶋 壽, 吉木洋二 |
| 監 事 | 3. この法人の設立当初の役員任期は、第16条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成17年 |

6月の定時総会日までとする。

4. この法人の設立当初の顧問及び評議員の任期は、第20条第3項及び第22条第3項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成17年6月の定時総会日までとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人設立の日から平成17年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第51条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
7. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金

| | |
|------|----------|
| 正会員 | 4,000 円 |
| 名誉会員 | 0 円 |
| 賛助会員 | 20,000 円 |
 - (2) 年会費

| | |
|------|----------|
| 正会員 | 12,000 円 |
| 名誉会員 | 0 円 |
| 賛助会員 | 80,000 円 |
8. 平成25年7月1日第16条一部改正
9. 平成26年12月9日（東京都認証日）第6条、第20条、第21条、第26条、第39条、第55条、第57条一部改正

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 定款施行細則

第1章 総 則

(学会の運営)

第1条 特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「本会」という）の運営は、定款の定めによるものほか、この施行細則によるものとする。

(組織)

第2条 本会の組織図は別表のとおりとする。

第2章 会 員

(名譽会員)

第3条 定款第6条に定める名譽会員は次の2種類とする。

- (1) 功労名譽会員
- (2) 研究名譽会員
2. 功労名譽会員の推薦を受けるものは、次のすべてに該当するものとし、理事会の議決を得なければならない。
 - (1) 満75歳以上であること。
 - (2) この法人に継続して満20年以上の会員歴があること。
 - (3) この法人又は顎咬合学の発展に著しい貢献があったと認められること。
 - (4) 役員、顧問、相談役又は評議員いづれかの3名の推薦があること。
3. 研究名譽会員の推薦を受けるものは、次のすべてに該当するものとし、理事会の議決を得なければならない。
 - (1) この法人又は顎咬合学における優れた原著論文又は研究発表等があること。
 - (2) この法人又は顎咬合学の発展に著しい貢献があったと認められること。
 - (3) 役員、顧問、相談役および評議員のいづれかの3名の推薦があること。

(会員の権利と義務)

第4条 会員は、以下の権利を有すると同時に義務を負う。

- (1) 年2回以上発行する学会誌の配布を受ける。
- (2) 研究業績を本会の学会誌に発表することができる。（「投稿規則」は別に定める）
- (3) 定款に従って本会の運営に参画し、本会の事業に協力する権利と義務を有する。
- (4) 認定制度の規則、細則の条件を満たした場合、認定資格を取得することができる。
- (5) 次の入会金と年会費を定められた時期に納入する。年会費は該当事業年度中に翌事業年度分を前納する。

イ. 入会金

正会員 4,000 円、名譽会員 0 円、
賛助会員 20,000 円

ロ. 年会費

正会員 15,000 円、名譽会員 0 円、
賛助会員 100,000 円

2. 準会員については以下のとおりとする。

- (1) 準会員の入会金、年会費は下記のとおりとする。
入会金 1,000 円、年会費 2,000 円
- (2) 準会員として入会を希望する場合は臨床研修医証明書、または学生証等証明書のコピーを入会申込書に添えて提出する。
- (3) 準会員は新年度ごとに臨床研修医証明書、または学生証等証明書のコピーを提出する。提出がない場合には、その年度より正会員の扱いとなる。
- (4) 準会員のうち希望者には学会誌を実費にて頒布する。
- (5) 準会員は本部学術大会、咬合フォーラム、支部学術大会に無料で参加することができる。
- (6) 準会員から正会員に移行する際は、正会員の入会金は免除される。

(故名譽会員、物故役員、物故顧問、物故相談役及び物故評議員)

第5条 定款第6条、第13条、第20条、第21条、第22条に定める名譽会員、役員、顧問及び評議員経験者で特にこの法人又は顎咬合学に関して功労のあった故人で、役員、顧問、相談役又は評議員のいづれかの推薦があり、理事会の承認を得たものは故名譽会員、物故役員、物故顧問、物故相談役及び物故評議員として会員名簿に記載する。

第3章 常任理事会

(目的)

第6条 本会に常任理事会を置き、その運営に関する事項を定める。

(構成)

第7条 常任理事会は、理事長、前理事長、副理事長、専務理事、常任理事及び監事をもって構成する。

2. 理事長は、常任理事会における審議に必要と認めた場合は前項以外の理事を出席させ、その意見または説明を求めることができる。

(任務)

第8条 常任理事会は次の任務を負う.

- (1) 総会, 理事会付議事項の事前審議
 - (2) 理事会の専決事項以外の重要な業務執行事項の審議
 - (3) その他理事長より諮問を受けた重要事項の審議
 - (4) 業務執行上の重要事項の情報交換
2. 本会が定める規則（細則等を含む。）において常任理事会の承認を要する場合、理事会の承認をもって代えることができる。

(理事会規定の準用)

第9条 常任理事会については、定款の理事会に関する第36条乃至42条までの規定を準用する。この場合において、「理事会」は「常任理事会」、「理事」は「常任理事」と読み替えるものとする。

第4章 部 会

(名称)

第10条 本部会は、法人企画構想部と称する。

(目的)

第11条 学会の持続的成長を目的に、組織の強化事業運営の迅速化及び効率化を実現するための助言・提言を行うことを目的とする。

(構成)

第12条 本部会は、執行部経験の歴代会長・理事長経験者によって組織する。ただし、執行部経験の歴代会長・理事長経験者以外であっても本部会において4分の3以上の同意がある場合には部員として選任され、本部会を組織することができる。

2. 本部会に部長1名を置く。部長は、互選により決定するものとする。

3. 各部員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

4. 部長は、会議の議長となる。

(任務) 部会は次の任務を行う。

第13条 学会の中・長期ビジョンを提言し、一貫性のある方向性を明示・助言する。

2. 組織並びに事業全般に亘る助言・提言を行う。

3. 学会事務局業務及び人事各面に亘る助言・提言を行う。

4. 学会の財産・財務に係わる運営全般について助言・提言を行う。

附則 本規約は、平成23年7月27日より施行する。

第5章 委 員 会

(目的)

第14条 本会に定款に定める事業を遂行するため、常設委員会及び特別委員会をおく。

(構成)

第15条 委員会は、委員長、筆頭副委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成する。

(選任)

第16条 委員長、筆頭副委員長は、理事会において理事の中から選出し、理事長が委嘱する。

2. 委員は委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

(任期)

第17条 委員長、筆頭副委員長、副委員長及び委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

(任務)

第18条 委員会は、理事長の委嘱により理事会の諮問に応え運営にあたる。

2. 委員会において決定した事項は、理事会に報告しなければならない。

(委員会の種類及び所管事項)

第19条 常設委員会は次のとおりとし、それぞれその所管事項を定める。

- (1) 総務企画委員会
総会・理事会・評議員会の企画・運営、各委員会所管事項の全般的調整、事業報告事業計画案の策定、対外的な協力・連携・日頃基金の運営・管理
・（規約）定款・施行細則・規則・内規等の立案・改定、法定書類の整備
・（調査室）学会関連諸データの集計、蓄積、検証
・（学会のありかた検討）諸事業の基本方針の検討、検証、学会の方向性、次年度方針の検討
- (2) 編集委員会
学会誌の編集・企画・発行
- (3) 広報委員会
ニュースレターの発行、ホームページの企画・運営及び一般市民に対する広報活動
- (4) プログラム委員会
学術大会の企画・運営
- (5) 会計委員会
会計・税務の管理、入会金・年会費の管理、監事・監査法人との諸連絡、決算に関する書類の原案の策定

- (6) 財務委員会
資産管理方策の策定、予算案の策定
- (7) 学術委員会
咬合フォーラムの企画・運営、諸調査の企画・立案・推進
(咬合スコア) 咬合スコアの会員周知、フォローアップ、縦断調査の実施集計
(臨床研究推進) 臨床課題について科学的研究の推進、原著論文の作成
(医療問題検討) 歯科医療問題の分析、検討
(グローバル推進) 海外研修等海外部門活動活性化
- (8) 支部委員会
支部交付金・支部事業活動の管理
- (9) 倫理委員会
倫理規定の検討、運用・活用
- (10) 頸咬合学推進委員会
学会発刊書等を使った啓発活動の強化、新・頸咬合学の具現化(真の頸咬合学)、歯科医科連携の推進、生涯の“健口”長寿達成のための口腔機能の育成・維持・再建・管理の推進、小児から要介護高齢者まで。
- (11) 利益相反委員会
会員の研究等の利益相反(Conflict of Interest: COI)状態を公正に管理、公正・公平さの維持、透明性・社会的信頼性の保持、産学連携による研究等の適正な推進
- (12) ハラスマント防止委員会
学会活動におけるハラスマント防止に向けた対応
2. 常設委員会は委員長が必要と認めた場合、小委員会を設けることができる。
3. 特別委員会は必要に応じて設置する。
- (1) 北海道支部
北海道
- (2) 東北支部
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- (3) 関東甲信越支部
新潟県、長野県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県
- (4) 中部支部
富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- (5) 近畿・中国・四国支部
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- (6) 九州・沖縄支部
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- (支部長の選任及び任期)**
- 第23条 支部長は理事会において支部に所属する理事の中から選出し、理事長が委嘱する。
2. 支部長の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、2期4年を限定とする。
- (支部長の任務及び支部事業)**
- 第24条 支部長は、支部会員を統括し、支部学術大会、認定医研修会その他必要な事業を行う。
2. 支部の事業運営は、本部からの交付金及び学術大会参加費をもとにこれを行う。
3. 支部長は支部事業報告・事業計画ならびに支部収支決算報告・収支予算計画を理事会に行う。
- (支部規則)**
- 第25条 各支部の運営は、別に定める「支部規則」による。

第6章 支 部

(目的)

第20条 本会に、定款に定める事業を実効あらしめるための活動拠点として支部を置く。

(会員の支部所属)

第21条 本会会員はいずれか一つの支部に所属し、各会員が所属する支部は、会員の希望する通信先によって定める。ただし、国外在住会員はこの限りでない。

(支部の場所と管轄)

第22条 支部の場所、管轄は地域別に次のとおりとする。

第7章 認定制度

(目的)

第26条 頸咬合学に関する専門家として必要にして十分な能力を持つことを認定することにより、口腔医療の進歩発展と水準の向上を図り、もって社会貢献に資するため本会に認定制度を設ける。

(認定審議会及び認定審議運営委員会並びに歯科技工士部会、歯科衛生士部会)

第27条 認定制度を実施運営するため「認定審議会」及びこれを補佐する「認定審議運営委員会」「歯科技工士部会」「歯科衛生士部会」を設置する。

(運営)

第28条 認定制度の運営は別に定める「認定医制度規則」「認定医制度施行細則」「認定歯科技工士制度規則」「認定歯科技工士制度施行細則」並びに「認定歯科衛生士制度規則」「認定歯科衛生士制度施行細則」による。

第7章の2 補綴歯科専門医制度

(目的)

第28条の2 歯科補綴学の専門的知識および臨床技能・経験を有する優れた歯科医師を補綴歯科専門医として認定し、補綴歯科医療の高度な水準の維持と向上を図り、保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。

(一般社団法人日本歯科専門医機構の認定)

第28条の3 補綴歯科専門医は一般社団法人日本歯科専門医機構の認定を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(補綴歯科専門医委員会)

第28条の4 補綴歯科専門医制度を実施運営するため「専門医認定委員会」、「専門医制度委員会」、「専門医教育委員会」を設置する。

(運営)

第28条の5 補綴歯科専門医制度の運営は別に定める「補綴歯科専門医制度規則」「補綴歯科専門医制度施行細則」による。

第8章 学術大会

(開催地及び開催時期)

第29条 本部学術大会は年1回6月に東京で開催する。

(学術大会会長と実行委員長)

第30条 学術大会会長と実行委員長は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(外国人講師の招聘)

第31条 学術大会会長とプログラム委員長は、学術大会に招聘する外国人講師予定者の略歴を提出して理事会の承認を得なければならない。

(運営)

第32条 学術大会会長と実行委員長は、理事長の意を受けて担当学術大会の運営を統括する。

第9章 表彰、慶弔

(表彰)

第33条 本学会に次の表彰制度を設ける。

- (1) 功労名誉会員への選任

(2) 学会誌優秀論文

(3) 学術大会優秀発表者

(慶弔・災害見舞金)

第34条 本学会は必要に応じて学会名で祝意、弔慰、災害見舞いを表す。ただし、会員その他から慶弔の儀に先立っての通知、連絡、提案がなかった場合には行わない。災害見舞いも同じとする。

(内規)

第35条 表彰、慶弔・災害見舞金に関する詳細基準は別に定める内規による。

第10章 旅 費

(支給基準)

第36条 本学会の役員、委員等が本会に関する会議、慶弔のために出張する場合は、原則として出張旅費を支給する。ただし、定期的な学術大会開催時等に開催される常任理事会、理事会、各種委員会等のための出張旅費は支給しない。

2. 出張旅費は、JR幹線運賃を基本とし実費を支給する。

(外国人講師の支給基準)

第37条 海外旅費は出発地より日本の国際空港に到着するまでの最短距離のビジネスクラス往復1人分を支給する。

2. 国内旅費は入国情地より所要地までの所要旅費として1人分のグリーン車、航空普通運賃等の費用を支給する。

(旅費内規)

第38条 交通費、宿泊費、謝礼等の詳細支給基準は別に定める内規による。

第11章 事務局

(事務局長)

第39条 本会に、事務局長を置く。

2. 事務局長は、事務を統括する。

(事務の処理および委託)

第40条 本会は、事務を処理するため学会事務局を設ける。

2. その他の事務処理については必要に応じ外部委託を行う。
3. 委託契約の内容については、理事会で審議、決定する。

第12章 会計及び資産管理

(基準)

第41条 会計及び資産管理については、公益法人会計基準に準拠して適切な処理を行う。

(運用)

第42条 資産の運用については、次の原則に従うものとする。

- (1) 元本回収が安全確実な方法による。
- (2) 運用機関は信用度が高く、有効情報の提供が可能な機関とする。

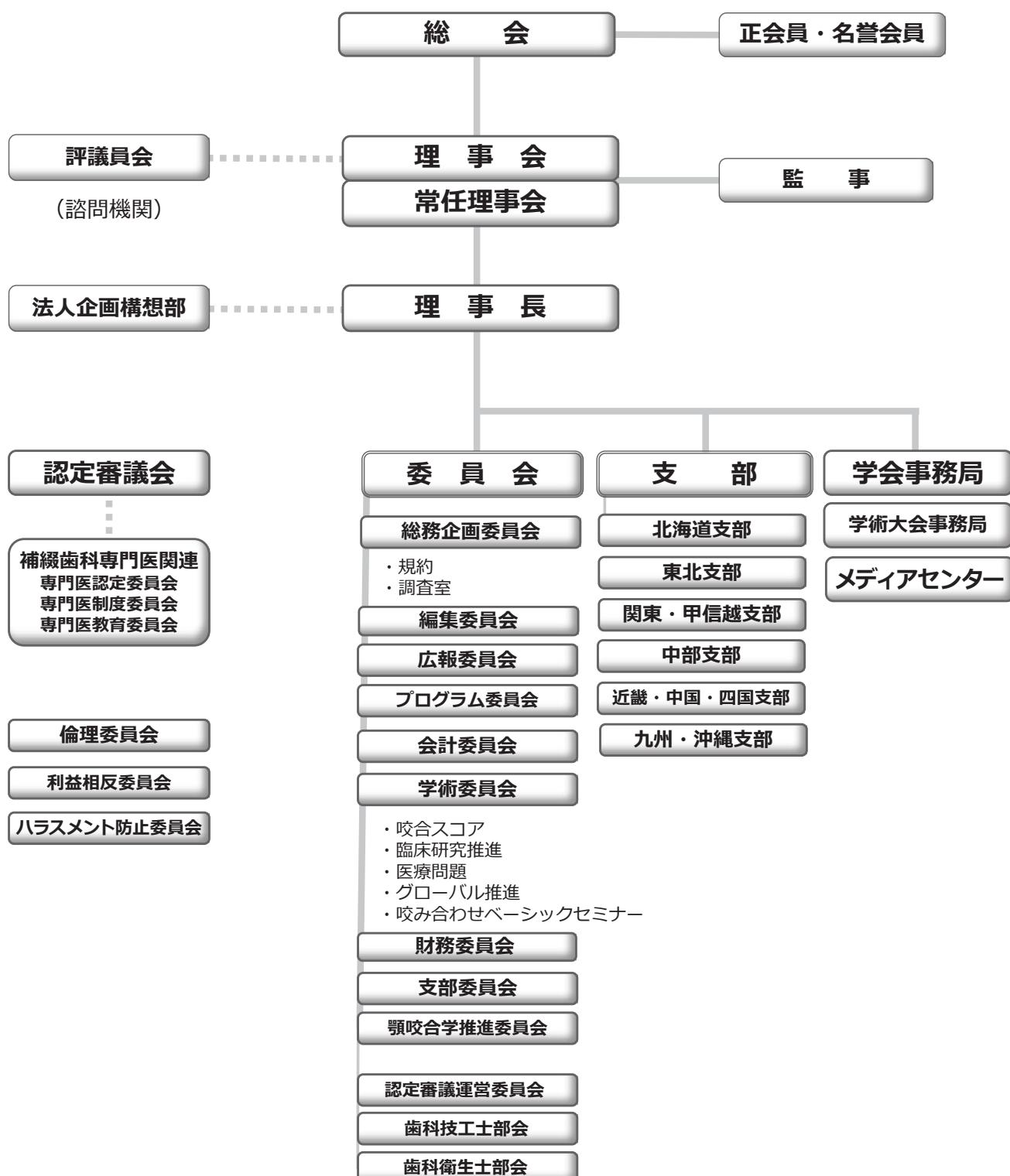
(方法)

第43条 具体的運用方法の決定は、あらかじめ理事長の決裁を得なければならない。

附則

1. この細則は、この法人の成立の日から施行する。
2. この細則の改廃は理事会の議決を経なければならぬ。
3. この法人の設立当初の委員会委員長、副委員長、委員及び支部長の任期は第12条及び第19条の規定にかかわらず、この法人設立の日から平成17年6月の定時総会日までとする。
4. この細則の改正は、平成27年6月29日から施行する。
5. 第22条2項については、平成29年4月1日以降に開始した任期から適用とする。
6. この細則は一部改正し、令和2年9月16日より施行する。
7. この細則は一部改正し、令和4年7月27日より施行する。
8. この細則は一部改正し、令和5年4月19日より施行する。
9. この細則は一部改正し、令和6年9月28日より施行する。
10. この細則は一部改正し、令和7年1月22日から施行する。

■組織図



特定非営利活動法人日本顎咬合学会 認定医制度規則

第1章 総 則

第1条 本制度は、必要にして十分な能力をもつ学会医を認定することにより、口腔医療の進歩発展とその水準の向上を図り、国民の福祉と健康に貢献することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「学会」という）は日本顎咬合学会認定医制度（以下「認定医制度」という）を設け、実施に必要な事業を行う。

第2章 認定資格

第3条 認定医制度において、次の2種の資格をもうける。

1. 咬み合わせ認定医
2. 咬み合わせ指導医

第3章 咬み合わせ認定医の申請

第4条 咬み合わせ認定医の資格を申請する者は、次の各号のすべてを満たすことが必要である。

- (1) 日本国の歯科医師免許を取得後満4年以上、かつ顎咬合学およびこれに関連する領域の歯科臨床に満4年以上従事していること。
 - (2) 当学会に継続して満3年以上の会員歴があること。
 - (3) 当学会の咬み合わせ認定医検定試験に合格した者。ただし、認定医制度施行細則（以下「細則」という）に定める要件を満たして書類申請した者も同様とする。
2. 日本国以外の歯科医師免許を有する会員の申請については、その都度認定審議会で審議する。
3. 第1項の咬み合わせ認定医申請の手続は細則に定める。

第4章 咬み合わせ指導医の申請

第5条 咬み合わせ指導医の資格を申請する者は、次の(1),(2),(4)（第1類型）、または(3),(4)（第2類型）、もしくは(4),(5)（第3類型）を満たし、それぞれ細則の定める要件を満たすことが必要である。

- (1) 学会の咬み合わせ認定医の資格を有すること。
- (2) 咬み合わせ指導医の資格申請時において、学会に継続して満10年以上の会員歴があること。
- (3) 顎咬合学およびこれに関連する領域の歯

科臨床に満10年以上従事し、深い知識と経験を有する者であること。

- (4) 上記(1)ないし(2), (3)の各号と同等以上の経験があり、または認定医の育成、学会の運営、活動に貢献したと認められた者であること。
 - (5) 書類申請により咬み合わせ認定医の資格を有し、学会に継続して満8年以上の会員歴、および臨床歴8年以上の者。
2. 上記の咬み合わせ指導医申請の手続は細則に定める。
3. 前2項にかかわらず、認定審議会が申請資格を有すると認めた者は咬み合わせ指導医を申請することができる。

第5章 咬み合わせ認定医および指導医の承認および登録

第6条 咬み合わせ認定医および指導医の申請があった場合、認定審議会の審議を経なければならない。

2. 前項の審議を経て常任理事会において咬み合わせ認定医または指導医として承認された者は、原則一ヶ月以内に別に細則で定める登録申請書類に登録料を添えて登録申請の完了後に認定証の交付を受けることができる。

第6章 認定資格の更新

第7条 咬み合わせ認定医および指導医の認定期間はいずれも5年間とし、引き続き認定を希望する者は、5年毎に資格の更新手続を行わなければならぬ。

第8条 咬み合わせ認定医および指導医の認定資格の更新にあたっては、認定期間の5年間に、それぞれ細則に定める更新単位を取得しなければならない。ただし、高齢会員の更新については細則において例外を定める。

第7章 資格の喪失

第9条 咬み合わせ認定医および指導医は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定審議会の審議を経てその資格を失う。

- (1) 学会会員の資格を喪失したとき。
- (2) 歯科医師免許を喪失したとき。
- (3) 本人が、資格の辞退を申し出たとき。
- (4) 更新単位に未達を生じたとき。
- (5) 資格更新の手続を行わなかったとき。

第10条 (6) 認定審議会が、資格を不適当と認めたとき。
咬み合わせ認定医または指導医の資格を喪失した場合であっても、喪失の原因が消滅したと認定審議会の審議を経て常任理事会が承認したときには、再びその資格を申請できるものとする。

第11条 第7条に定める期間は、病気療養、妊娠、出産、海外留学等やむを得ない事情が発生した場合、認定期間内にその理由を証明できる書類を添え、認定期間の延長を申請した者は認定審議会の審議を経て常任理事会が承認したときには認定期間を延長することができる。

第8章 認定研修機関

第12条 認定研修機関は顎咬合学に関連する課題について、教育、研究および研修が行われ、認定審議会の審議を経て常任理事会において承認された次の機関とする。

- (1) 認定研修施設
- (2) 認定研究会

第13条 学会は、次の各号のすべてを満たす施設を、認定研修施設として認定することができる。

- (1) 咬み合わせ指導医が1名以上常勤していること。
- (2) 顎咬合学およびこれに関連する領域の研究や研修に必要な施設、図書および人員を有していること。

第14条 学会は、認定研修機関を補佐する団体として、次の各号のすべてを満たす研究会を、認定研究会として認定することができる。

- (1) 咬み合わせ指導医および咬み合わせ認定医が会員として各1名以上在籍していること。
- (2) 顎咬合学およびこれに関連する領域の教育、研究および研修が、定期的かつ継続的に行われ、それに必要な設備および人員を有していること。

第15条 認定研修機関の資格を得ようとするものは、別に定める申請書類に認定申請料を添えて提出しなければならない。

第16条 常任理事会において認定研修機関として承認された認定研修施設および認定研修会は、別に定める登録申請書類に登録料を添えた登録申請の完了後に認定証の交付を受けることができる。

第17条 認定研修機関の認定期間は5年間とし、引き続き認定を希望するものは、5年毎に資格の更新

を行わなければならない。

第18条 認定研修機関は、次の各号のうちいずれかに該当するときは、認定審議会の審議を経てその資格を失う。

- (1) 認定研修機関が資格の辞退を申し出たとき。
- (2) 第12条または13条に定める認定の必要条件を欠いたとき。
- (3) 資格更新の手続を行わなかったとき。
- (4) 認定審議会が、認定研修機関として不適当と認めたとき。

第19条 認定研修機関の資格を喪失した場合であっても、喪失の原因が消滅したと認定審議会の審議を経て常任理事会が承認したときには、再びその資格を申請できるものとする。

第9章 認定審議会

第20条 認定医制度を実施し運営するため、認定審議会を設置する。

2. 認定審議会は次の事項につき審議、決定、実行する。
 - (1) 認定医制度に関する規則・細則について検討を行い、常任理事会へ付議または報告を行う。
 - (2) 咬み合わせ認定医、咬み合わせ指導医および認定研修機関の資格の適否を審議する。
 - (3) 認定医教育研修の基本方針を決定する。
 - (4) その他必要な事項を審議する。

第21条 認定審議会に認定審議会委員を置き、咬み合わせ指導医、指導歯科技工士、指導歯科衛生士として認定された者の中から、常任理事会で選出する。

2. 認定審議会委員の任期は4ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 認定審議会は認定審議会委員の互選により、認定審議会委員長および副委員長を置く。

第10章 認定審議運営委員会

第22条 認定審議会を補佐するために、認定審議運営委員会を設置する。

2. 認定審議運営委員会は、主として次の事項につき審議、決定、実行する。
 - (1) 検定試験の実施に際し、必要な事項を検討し実行する。

- (2) 認定教育研修を実施する。
- (3) 認定審議会へ付議または報告を行う。

第23条 認定審議会は認定審議運営委員会委員長を選出する。

2. 認定審議運営委員会委員長は、咬み合わせ認定医、認定歯科技工士、認定歯科衛生士、咬み合わせ指導医、指導歯科技工士、指導歯科衛生士として認定された者の中から認定審議運営委員を選出する。
3. 認定審議運営委員の任期は2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。

第11章 梯　　則

第24条 認定審議会より付議され常任理事会で承認された事項に異議のある者は、認定審議会に異議の申し立てをすることができる。

第25条 この規則の施行に関して必要な細則および規定は別にこれを定める。

第26条 この規則の改廃については認定審議会の審議を経て、理事会の承認を必要とする。

第27条 この規則の改訂事項は学会誌への掲載などの方法をもって会員に通知する。

附則

1. この規則はこの法人成立の日から施行する。
2. この規則は一部改正し、平成25年11月1日より施行する。
3. この規則は一部改正し、平成28年6月10日より施行する。
4. この規則は一部改正し、令和元年6月21日より施行する。
5. この規則は一部改正し、令和6年7月24日より施行する。
6. この規則は一部改正し、令和6年9月28日より施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 認定医制度施行細則

第1章 総 則

第1条 本施行細則（以下「細則」という）は、特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「学会」という）の認定医制度規則（以下「規則」という）に基づき、認定医制度の運営および実施に関する細目を定めるものである。

第2章 認定資格申請の手続

第2条 規則第4条1項(3)ただし書きに従って書類申請により咬み合わせ認定医の資格を申請する者は、規則第4条1項(1)および(2)に規定する要件に加えて、次の(1)から(5)をすべて満たさなければならない。

- (1) 学術集会への出席
 - a 学術大会 2回以上
 - b 支部学術大会 2回以上
- (2) 顎咬合学に関連する学術発表
 - a 機関誌に著者として掲載1編以上
 - b 学会の年次大会に発表1回以上
- (3) 顎咬合学に基づく咬合の保全・改善なし再構成、総説、補綴その他に関連する症例で、術後3年以上経過したものが3症例以上あること。
- (4) 支部長および咬み合わせ指導医の2名の推薦があること。
- (5) 面接試験に合格していること。

第3条 規則第5条1項に規定された咬み合わせ指導医の資格申請には、同項第1類型の場合は次の(1)から(7)のすべて、または同項第2類型の場合、もしくは同項第3類型の場合は次の(1), (2), (4), (5), (7)を満たさなければならない。

- (1) 学術集会への出席
 - a 学会の年次大会 3回以上
 - b 支部の学術大会 2回以上
- (2) 顎咬合学に基づく学術発表
 - a 機関誌に筆頭著者として1編以上掲載、および本学会が認める学術刊行物（商業誌等も含む）に1編以上掲載されていること。
ただし、細則第2条にて咬み合わせ認定医として資格を有する者はこれを免除。
 - b 学会の年次大会に発表者として1回以上
 - c 業績目録（様式6号）

d 咬み合わせ認定医の育成、学会の運営、活動に貢献したと認められた者であること。

- (3) 臨床歴10年以上、ただし、施行細則第2条にて書類申請により咬み合わせ認定医の資格を得た者は臨床歴8年以上。
- (4) 支部長、咬み合わせ指導医の2名の推薦があること。
- (5) 咬み合わせ認定医として登録されていること。
- (6) 咬み合わせ認定医として1回以上は更新していること。
- (7) 面接試験に合格していること。

第4条 規則第4条1項(3)ただし書きに基づき同項(1)、および(2)ならびに細則第2条を満たし、咬み合わせ認定医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて、認定審議会に提出する。

- (1) 認定申請書（様式1号）
- (2) 履歴書（様式2号）
- (3) 歯科医師免許証の写し
- (4) 学会会員歴証明書（様式3号）
- (5) 申請症例書（様式5号）
- (6) 業績目録（様式6号）
- (7) 支部長、咬み合わせ指導医の2名の推薦があること。

第5条 検定試験に合格し、咬み合わせ認定医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に登録申請料を添えて、認定審議会に提出する。

- (1) 登録申請書（様式1号）
- (2) 履歴書（様式2号）
- (3) 学会会員歴証明書（様式3号）
- (4) 歯科医師免許証の写し
- (5) 認定審議会が指定したフォーマットに則ったケースレポート、または業績目録（様式6号）を提出
- (6) 支部長、咬み合わせ指導医の2名の推薦があること。

第6条 規則第5条、および細則第3条を満たし、咬み合わせ指導医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて、認定審議会に提出する。

- (1) 認定申請書（様式1号）
- (2) 履歴書（様式2号）
- (3) 学会会員歴証明書（様式3号）

- (4) 業績目録（様式6号）
- (5) 支部長、咬み合わせ指導医の2名の推薦があること。

第3章 認定資格更新の手続

第7条 規則第7条および第8条に規定された認定資格の更新にあたっては、以下の更新単位を取得しなければならない。

1. 咬み合わせ認定医 60単位

咬み合わせ認定医については認定期間の5年以内に次の(1)～(4)項目で所定の単位以上を取得し、且つ(5)を満たすこと、または(6)の条件を満たすものとする。

(1) 学会の学術集会への出席

ただし、更新前の5年間に学会の年次大会に1回以上、且つ支部大会に1回以上出席していることとする。

学会の年次大会 20単位

海外の学術大会 30単位

支部学術大会 10単位

(2) 咬み合わせ認定医教育研修会への出席

10単位

(3) 学術大会発表（支部大会を含む）

2時間以内の筆頭発表者 30単位

第2、第3発表者 10単位

その他認定審議会で認めた共同発表者 10単位

2時間以上の筆頭発表者 40単位

第2、第3発表者 20単位

その他認定審議会で認めた共同発表者 20単位

(4) 機関誌への掲載

筆頭著者 30単位

第2、第3著者 10単位

その他認定審議会で認めた共同著者 10単位

学会の認める学術集会および学術刊行物に掲載

筆頭著者 20単位

第2、第3著者 5単位

その他認定審議会で認めた共同著者 5単位

(5) 認定教育講演に、5年間に1回以上出席していること。

(6) その他認定審議会にて承認されたもの

2. 咬み合わせ指導医 100単位

咬み合わせ指導医については、認定期間の5年以内に次の(1)～(8)項目で(1)、(5)、(7)を含んで所定の単位以上を取得し、且つ(9)を満たすこと、または(10)の条件を満たすものとする。

(1) 学会の学術大会への出席

ただし、更新前の5年間に学会の年次大会に1回以上、且つ支部学術大会に1回以上出席していることとする。また、指導医研修会に1回以上出席していることとする。

学会の年次大会 20単位

指導医研修会 20単位

海外の学術大会 30単位

支部学術大会 10単位

(2) 咬み合わせ認定医教育研修会への出席

10単位

(3) 咬み合わせ認定医教育研修会での講演

30単位

(4) 学術大会発表（支部大会を含む）

2時間以内の筆頭発表者 30単位

第2、第3発表者 10単位

その他認定審議会で認めた共同発表者 10単位

2時間以上の筆頭発表者 40単位

第2、第3発表者 20単位

その他認定審議会で認めた共同発表者 20単位

(5) 機関誌への掲載（更新1回目は必須）

筆頭著者 30単位

第2、第3著者 10単位

その他認定審議会で認めた共同著者 10単位

学会の認める学術集会および学術刊行物に掲載

筆頭著者 20単位

第2、第3著者 5単位

その他認定審議会で認めた共同著者 5単位

(6) 学術大会、支部学術シンポジウム演者

30単位

(7) 学術大会、支部大会座長（5年間に1回は必須）

10単位

(8) 咬み合わせ認定医1名の育成、および学会への貢献（業績目録）

| | | |
|------|--|--------------------------------------|
| | (9) 認定教育講演に、5年間に1回以上出席していること。 | (4) 更新手数料 20,000円 |
| | (10) その他認定審議会にて承認された者 | 第15条 前条に定める既納の諸費用は、いかなる理由があっても返還しない。 |
| 第8条 | 規則第7条および第8条により認定資格の更新をしようとする者は、認定更新申請書（様式8号）、履歴書（様式2号）を認定審議会に提出し更新手数料を納入しなければならない。咬み合わせ指導医で咬み合わせ認定医資格取得後15年を経過し、かつ満70歳以上の者は、認定審議会の審議を経て、以後の更新手続が免除され、終身認定される。 | |
| 第9条 | 規則第7条および第8条による認定更新の申請は、認定期間の満了日の11ヵ月前から満了日までに行わなければならない。 | |
| 第10条 | 認定審議会の審議を経て、常任理事会において本学会への貢献度が大と認められた者については咬み合わせ認定医・指導医の資格を更新することができる。 | |
| 第11条 | 更新時に、未納の会費のある者は、未納会費を速やかに完納することが必要である。ただし、会費滞納などの理由により会員資格を失った場合には、咬み合わせ認定医の再度取得に際しては咬み合わせ認定医検定試験の再受験、または、書類審査による申請が認められる。 | |
| | | 第7章 補 則 |
| 第16条 | この制度の実施・運営にあたり、財務は学会会計から分離した特別会計によって処理するものとする。 | |
| 第17条 | この細則の改訂については、認定審議会の審議を経て、常任理事会の承認を得なければならぬ。 | |
| | | 附則 |
| | 1. この細則はこの法人成立の日から施行する。 2. この細則は一部改正し、平成25年11月1日より施行する。 3. この細則は一部改正し、平成28年6月10日より施行する。 4. この細則は一部改正し、平成31年4月17日より施行する。 5. この細則は一部改正し、令和6年7月24日より施行する。 6. この細則は一部改正し、令和6年9月28日より施行する。 | |
| | | |
| | | 第4章 認定研修機関 |
| 第12条 | 規則第12条ないし第19条に規定された認定研修機関の詳細については現在検討中である。 | |
| | | 第5章 認定審議会 |
| 第13条 | 規則第20条および第21条に規定された認定審議会の運用については、次の各号による。 | |
| | (1) 認定審議会は、認定審議会委員の3分の2以上の出席をもって成立する。 (2) 認定審議会の議事は、出席した認定審議会委員のうち委員長を除く過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。 | |
| | | 第6章 諸 費 用 |
| 第14条 | 細則第4条ないし第6条、第8条に定める諸費用は次の各号に定める。 | |
| | (1) 書類審査による認定申請料 10,000円 (2) 検定試験料 15,000円 (3) 登録料 30,000円 | |

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 認定歯科技工士制度規則

第1章 総 則

- 第1条 本制度は、歯科技工士の歯科補綴をはじめとする顎咬合学分野に関する専門知識および技能をもって、国民の顎口腔系の健全な維持・増進により積極的な貢献を図ることを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するために、特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「学会」という）は日本顎咬合学会認定歯科技工士制度（以下「認定歯科技工士制度」という）を実施に必要な事業を行う。

第2章 認定資格

- 第3条 認定歯科技工士制度において、次の2種の資格をもうける
1. 認定歯科技工士
 2. 指導歯科技工士

第3章 認定歯科技工士の申請

- 第4条 認定歯科技工士の資格を申請する者は、次の条件をすべて満たし、認定審議会の審議を経て常任理事会で承認されることが必要である。
- (1) 歯科技工士の免許証を有し、当学会に継続して満3年以上の会員歴があること。
 - (2) 4年以上の臨床経験があること。
 - (3) 当学会の学術大会に参加経験があること。
 - (4) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科技工士の3名の推薦があること。
 - (5) 認定歯科技工士検定試験時の事前講義（咬合分野）を受講後、認定歯科技工士検定試験を受験し、合格すること。

上記の認定歯科技工士申請手続きは細則に定める。

第4章 指導歯科技工士の申請

- 第5条 指導歯科技工士の資格を申請する者は、(1), (2), (3), (4), (5)または(3), (4), (5)を満たし、認定審議会の審議を経て常任理事会で承認されることが必要である。
- (1) 認定歯科技工士の資格を有すること。
 - (2) 当学会に継続して満6年以上の会員歴があること。
 - (3) 顎咬合学およびこれに関連する領域の歯科臨床に満6年以上従事し、深い知識と経験を有する者であること。
 - (4) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科技

工士の3名の推薦があること。

- (5) 上記の(1)ないし(3)の各号と同等以上の経験があり、または認定歯科技工士の育成、学会の運営、活動に貢献したと認められた者であること。
2. 上記の指導歯科技工士申請の手続きは細則に定める。

第5章 認定歯科技工士および指導歯科技工士の登録

- 第6条 認定審議会の審議を経て、常任理事会において認定歯科技工士または指導歯科技工士として承認された者は、原則一ヶ月以内に別に細則で定める登録申請書類に登録料を添えた登録申請の完了後に認定証の交付を受けることができる。

第6章 認定資格の更新

- 第7条 認定歯科技工士および指導歯科技工士の認定期間はいずれも5年間とし、引き続き認定を希望するものは、5年毎に資格の更新手続を行わなければならない。
- 第8条 認定歯科技工士および指導歯科技工士の認定資格の更新にあたっては、認定期間の5年間に、それぞれ細則に定める更新単位を取得しなければならない。ただし、高齢会員の更新については細則において例外を定める。

第7章 資格の喪失

- 第9条 認定歯科技工士および指導歯科技工士は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定審議会の審議を経てその資格を失う。
- (1) 学会会員の資格を喪失したとき。
 - (2) 歯科技工士資格を喪失したとき。
 - (3) 本人が、資格の辞退を申し出たとき。
 - (4) 更新単位に未達を生じたとき。
 - (5) 資格更新の手続きを行わなかったとき。
 - (6) 認定審議会が、資格を不適当と認めたとき。

- 第10条 認定歯科技工士または指導歯科技工士の資格を喪失した場合であっても、喪失の事由が消滅したと認定審議会の審議を経て常任理事会が承認したときには、再びその認定を申請できるものとする。

- 第11条 第7条の定める期間は、病気療養、妊娠、出産、海外留学等やむを得ない事情が発生した場合、認定期間内にその理由を証明できる書類を添え、

認定期間の延長を申請した者は認定審議会を経て、常任理事会で審議し承認する。

第8章 認定審議会

第12条 認定制度を実施し運営するため、認定審議会を設置する。

2. 認定審議会は次の事項につき審議、決定、実行する。

- (1) 認定制度に関する規則・細則について検討を行い、常任理事会へ付議または報告を行う。
- (2) 認定歯科技工士、指導歯科技工士および認定研修機関の資格の適否を審議する。
- (3) 認定教育研修の基本方針を決定する。
- (4) その他必要な事項を審議する。

第13条 認定審議会に認定審議会委員を置き、咬み合せ指導医、指導歯科技工士、指導歯科衛生士として認定された者の中から、常任理事会で選出する。

2. 認定審議会委員の任期は4カ年とする。ただし、再任を妨げない。

3. 認定審議会は認定審議会委員の互選により、認定審議会委員長および副委員長を置く。

第9章 認定審議運営委員会

第14条 認定審議会を補佐するために、認定審議運営委員会を設置する。

2. 認定審議運営委員会は、主として次の事項につき審議、決定、実行する。

- (1) 検定試験の実施に際し、必要な事項を検討し実行する。
- (2) 認定教育研修を実施する。
- (3) 認定審議会へ付議または報告を行う。

第15条 認定審議会は認定審議運営委員会委員長を選出する。

2. 認定審議運営委員長は、咬み合せ認定医、認定歯科技工士、認定歯科衛生士、咬み合せ指導医、指導歯科技工士、指導歯科衛生士として認定された者の中から認定審議運営委員を選出する。

3. 認定審議運営委員の任期は2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

第10章 歯科技工士部会

第16条 歯科技工士部会は次の業務を行う。

- (1) 認定審議会、認定審議運営委員会に対し、歯科技工士に関する情報全般の助言を行う。
- (2) 認定歯科技工士、指導歯科技工士申請者の審査及び認定に関する事項
- (3) 研修施設と教育項目の審査及び認定に関する事項
- (4) 認定歯科技工士、指導歯科技工士の更新に関する事項
- (5) 資格喪失に関する事項
- (6) その他認定歯科技工士制度運営に関する事項

第11章 補 則

第17条 認定審議会より付議され常任理事会で承認された事項に異議のある者は、認定審議会に異議の申し立てをすることができる。

第18条 この規則の施行に関して必要な細則および規定は別にこれを定める。

第19条 この規則の改廃については認定審議会の審議を経て、理事会の承認を必要とする。

第20条 この規則の改訂事項は学会誌への掲載などの方法をもって会員に通知する。

附則

1. この規則は平成25年11月1日から施行する。但し、制度規則第3章第4条(1)、第4章第5条(2)については平成29年6月30日までを暫定期間とし会員歴の年数を問わないものとする。
2. この規則は一部改正し、令和元年6月21日から施行する。
3. この規則は一部改正し、令和6年7月24日より施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 認定歯科技工士制度施行細則

第1章 総 則

第1条 本施行細則（以下「細則」という）は、特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「学会」という）の認定歯科技工士制度規則（以下「規則」という）に基づき、認定歯科技工士制度の運営および実施に関する細目を定めるものである。

第2章 認定資格申請の条件

第2条 認定歯科技工士の資格を得ようとする者は、規則第4条に規定する(1)から(5)の下記の要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 会員歴3年以上
- (2) 臨床経歴4年以上
- (3) 学術大会に1回以上参加していること。
- (4) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科技工士の3名の推薦があること。
- (5) 認定事前研修受講後、認定試験合格者

第3章 指導資格申請の条件

第3条 規則第5条に規定された指導歯科技工士の申請には次の(1)から(6)のすべて、または規則第5条の(3), (4), (5)のすべてを満たさなければならない。

- (1) 会員歴6年以上
- (2) 学術集会への出席
 - a. 学会の年次大会 3回以上
 - b. 支部学術大会 2回以上
- (3) 学術発表
 - a. 機関誌、または本学会が認める学術刊行物（商業誌等も含む）に筆頭著者として2編以上掲載されていること。
 - b. 学会の年次大会に発表者として1回以上
 - c. 業績目録
 - d. 認定歯科技工士の育成、学会の運営、活動に貢献したと認められた者であること。
- (4) 臨床歴6年以上
- (5) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科技工士の3名の推薦があること。
- (6) 認定歯科技工士として登録されていること。

第4章 認定歯科技工士の申請

第4条 規則第4条、細則第2条に規定する要件をすべて満たし、認定歯科技工士の資格を申請する者

は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて、認定審議会に提出する。

- (1) 認定申請書（様式1号）
- (2) 履歴書（様式2号）
- (3) 歯科技工士免許証の写し
- (4) 学会会員歴証明書（様式3号）
- (5) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科技工士の3名の推薦があること。

第5章 指導歯科技工士の申請

第5条 規則第5条、細則第4条を満たし、指導歯科技工士の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて、認定審議会に提出する。

- (1) 認定申請書（様式1号）
- (2) 履歴書（様式2号）
- (3) 学会会員歴証明書（様式3号）
- (4) 業績目録
- (5) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科技工士の3名の推薦があること。

第6章 認定資格更新の条件

第6条 認定資格の更新にあたっては、認定期間の5年以内に次の項目で所定の単位以上を取得することを条件とする。

- 1. 認定歯科技工士 60単位
 - (1) 学会の学術集会への出席
学会の年次大会 20単位
支部学術大会 10単位
 - (2) 認定歯科技工士認定教育研修会への出席
10単位
 - (3) 学術大会発表（支部大会を含む）
筆頭発表者 30単位
第2, 第3発表者 10単位
 - (4) 機関誌への投稿
筆頭著者 30単位
第2, 第3著者 10単位
 - (5) その他認定審議会に承認されたもの
- 2. 指導歯科技工士 100単位
 - 指導歯科技工士については、上記で定める認定歯科技工士の単位に加え、次の項目も更新単位とできる。
 - (1) 学術大会、シンポジウム演者 30単位
 - (2) 学術大会座長（支部大会を含む）
座長10単位

- (3) 認定歯科技工士教育研修会での講演
30単位
- (4) 認定歯科技工士の育成、および学会への貢献（業績目録）

第7条 認定資格の更新をしようとする者は、認定更新申請書（様式8号）、履歴書（様式2号）を認定審議会に提出し更新手数料を納入しなければならない。ただし、指導歯科技工士で認定歯科技工士資格取得後15年経過し、かつ70歳以上の者は、認定審議会の審議を経て、以後の更新手続きが免除され、終身認定される。

第8条 認定資格の更新の申請は、認定期間の満了日の11ヵ月前から満了日までに行わなければならない。

第9条 認定審議会の審議を経て、常任理事会において本学会への貢献が大と認められた者については認定資格を更新することができる。

第10条 更新時に、未納の会費のある者は、未納会費を速やかに完納することが必要である。

第11条 第7条に定める期間は病気療養や海外留学などやむを得ない事情があるときは認定期間に内にその理由を証明できる書類を添え、認定期間の延長を申請した者は認定審議会を経て常任理事会で決定承認する。

第7章 諸費用

第12条 細則第2条から第8条までに定める諸費用は次の各号に定める。

- (1) 認定申請料 10,000円
- (2) 検定試験料 10,000円
- (3) 登録料 10,000円
- (4) 更新手数料 10,000円

第13条 前条に定める既納の諸費用は、いかなる理由があっても返還しない。

第8章 補則

第14条 この制度の実施・運営にあたり、財務は学会会計から分離した特別会計によって処理するものとする。

第15条 この細則の改訂については、認定審議会の審議を経て、常任理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1. この細則は平成25年11月1日から施行する。但し、制度規則第3章第4条(1)、第4章第5条(2)、施行細

則第2章第2条(1)、第3条(1)については平成29年6月30日までを暫定期間とし会員歴の年数を問わないものとする。

- 2. この細則は一部改正し、平成31年4月17日から施行する。
- 3. この細則は一部改正し、令和6年7月24日より施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 認定歯科衛生士制度規則

第1章 総 則

- 第1条 本制度は、歯科衛生士の歯科補綴をはじめとする顎咬合学分野に関する専門知識および技能をもって、国民の顎口腔系の健全な維持・増進により積極的な貢献を図ることを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するために、特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「学会」という）は日本顎咬合学会認定歯科衛生士制度（以下「認定歯科衛生士制度」という）を設け、実施に必要な事業を行う。

第2章 認定資格

- 第3条 認定歯科衛生士制度において、次の2種の資格をもうける
1. 認定歯科衛生士
 2. 指導歯科衛生士

第3章 認定歯科衛生士の申請

- 第4条 認定歯科衛生士の資格を申請する者は、次の条件をすべて満たし、認定審議会の審議を経て常任理事会で承認されることが必要である。
- (1) 歯科衛生士の免許証を有し、当学会に継続して満2年以上の会員歴があること。
 - (2) 2年以上の臨床経験があること。
 - (3) 当学会の学術大会に参加経験があること。
 - (4) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科衛生士の3名の推薦があること。
 - (5) 認定事前研修を受講後、認定試験を受験し、合格すること。

上記の認定歯科衛生士申請手続きは細則に定める。

第4章 指導歯科衛生士の申請

- 第5条 指導歯科衛生士の資格を申請する者は、(1), (2), (3), (4), (5)または(3), (4), (5)を満たし、認定審議会の審議を経て常任理事会で承認されることが必要である。
- (1) 認定歯科衛生士の資格を有すること。
 - (2) 当学会に継続して満4年以上の会員歴があること。
 - (3) 顎咬合学およびこれに関連する領域の歯科臨床に満5年以上従事し、深い知識と経験を有する者であること。
 - (4) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科衛生士の3名の推薦があること。

- (5) 上記の(1)ないし(3)の各号と同等以上の経験があり、または認定歯科衛生士の育成、学会の運営、活動に貢献したと認められた者であること。

2. 上記の指導歯科衛生士申請の手続きは細則に定める。

第5章 認定歯科衛生士および指導歯科衛生士の登録

- 第6条 認定審議会の審議を経て、常任理事会において認定歯科衛生士または指導歯科衛生士として承認された者は、原則一ヶ月以内に別に細則で定める登録申請書類に登録料を添えた登録申請の完了後に認定証の交付を受けることができる。

第6章 認定資格の更新

- 第7条 認定歯科衛生士および指導歯科衛生士の認定期間はいずれも5年間とし、引き続き認定を希望するものは、5年毎に資格の更新手続を行わなければならない。
- 第8条 認定歯科衛生士および指導歯科衛生士の認定資格の更新にあたっては、認定期間の5年間に、それぞれ細則に定める更新単位を取得しなければならない。ただし、高齢会員の更新については細則において例外を定める。

第7章 資格の喪失

- 第9条 認定歯科衛生士および指導歯科衛生士は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定審議会の審議を経てその資格を失う。

- (1) 学会会員の資格を喪失したとき。
- (2) 歯科衛生士資格を喪失したとき。
- (3) 本人が、資格の辞退を申し出たとき。
- (4) 更新単位に未達を生じたとき。
- (5) 資格更新の手続きを行わなかったとき。
- (6) 認定審議会が、資格を不適当と認めたとき。

- 第10条 認定歯科衛生士または指導歯科衛生士の資格を喪失した場合であっても、喪失の事由が消滅したと認定審議会の審議を経て常任理事会が承認したときには、再びその認定を申請できるものとする。

- 第11条 第7条の定める期間は、病気療養、妊娠、出産、海外留学等やむを得ない事情が発生した場合、認定期間内にその理由を証明できる書類を添え、認定期間の延長を申請した者は認定審議会を経

て、常任理事会で審議し承認する。

第8章 認定審議会

第12条 認定制度を実施し運営するため、認定審議会を設置する。

2. 認定審議会は次の事項につき審議、決定、実行する。
 - (1) 認定制度に関する規則・細則について検討を行い、常任理事会へ付議または報告を行う。
 - (2) 認定歯科衛生士、指導歯科衛生士および認定研修機関の資格の適否を審議する。
 - (3) 認定教育研修の基本方針を決定する。
 - (4) その他必要な事項を審議する。

第13条 認定審議会に認定審議会委員を置き、咬み合わせ指導医、指導歯科技工士、指導歯科衛生士として認定された者の中から、常任理事会で選出する。

2. 認定審議会委員の任期は4カ年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 認定審議会は認定審議会委員の互選により、認定審議会委員長および副委員長を置く。

第9章 認定審議運営委員会

第14条 認定審議会を補佐するために、認定審議運営委員会を設置する。

2. 認定審議運営委員会は、主として次の事項につき審議、決定、実行する。
 - (1) 検定試験の実施に際し、必要な事項を検討し実行する。
 - (2) 認定教育研修を実施する。
 - (3) 認定審議会へ付議または報告を行う。

第15条 認定審議会は認定審議運営委員会委員長を選出する。

2. 認定審議運営委員会委員長は、咬み合わせ認定医、認定歯科技工士、認定歯科衛生士、咬み合わせ指導医、指導歯科技工士、指導歯科衛生士として認定された者の中から認定審議運営委員を選出する。
3. 認定審議運営委員の任期は2カ年とする。但し、再任を妨げない。

第10章 歯科衛生士部会

第16条 歯科衛生士部会は次の業務を行う。

- (1) 認定審議会、認定審議運営委員会に対し、

歯科衛生士に関する情報全般の助言を行う。

- (2) 認定歯科衛生士、指導歯科衛生士申請者の審査及び認定に関する事項
- (3) 研修施設と教育項目の審査及び認定に関する事項
- (4) 認定歯科衛生士、指導歯科衛生士の更新に関する事項
- (5) 資格喪失に関する事項
- (6) その他認定歯科衛生士制度運営に関する事項

第11章 條 則

第17条 認定審議会より付議され常任理事会で承認された事項に異議のある者は、認定審議会に異議の申し立てをすることができる。

第18条 この規則の施行に関して必要な細則および規定は別にこれを定める。

第19条 この規則の改廃については認定審議会の審議を経て、理事会の承認を必要とする。

第20条 この規則の改訂事項は学会誌への掲載などの方法をもって会員に通知する。

附則

1. この規則は平成25年11月1日から施行する。
2. この規則は一部改正し、令和元年6月21日から施行する。
3. この規則は一部改正し、令和6年7月24日より施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 認定歯科衛生士制度施行細則

第1章 総 則

第1条 本施行細則（以下「細則」という）は、特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「学会」という）の認定歯科衛生士制度規則（以下「規則」という）に基づき、認定歯科衛生士制度の運営および実施に関する細目を定めるものである。

第2章 認定資格申請の条件

第2条 認定歯科衛生士の資格を得ようとする者は、規則第4条に規定する(1)から(5)の下記の要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 会員歴2年以上
- (2) 臨床経歴2年以上
- (3) 学術大会に1回以上参加していること。
- (4) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科衛生士の3名の推薦があること。
- (5) 認定事前研修受講後、認定試験合格者

第3章 指導資格申請の条件

第3条 規則第5条に規定された指導歯科衛生士の申請には次の(1)から(7)のすべて、または規則第5条の(3), (4), (5)のすべてを満たさなければならない。

- (1) 会員歴4年以上
- (2) 学術集会への出席
 - a. 学会の年次大会 3回以上
 - b. 支部学術大会 2回以上
- (3) 学術発表
 - a. 機関誌、または本学会が認める学術刊行物（商業誌等も含む）に筆頭著者として2編以上掲載されていること。
 - b. 学会の年次大会に発表者として1回以上
 - c. 業績目録
 - d. 認定歯科衛生士の育成、学会の運営、活動に貢献したと認められた者であること。
- (4) 臨床歴5年以上
- (5) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科衛生士の3名の推薦があること。
- (6) 認定歯科衛生士として登録されていること。
- (7) 教育講演1, 2, 3を受講していること。

第4章 認定歯科衛生士の申請

第4条 規則第4条、細則第2条に規定する要件をすべ

て満たし、認定歯科衛生士の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて、認定審議会に提出する。

- (1) 認定申請書（様式1号）
- (2) 履歴書（様式2号）
- (3) 歯科衛生士免許証の写し
- (4) 学会会員歴証明書（様式3号）
- (5) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科衛生士の3名の推薦があること。

第5章 指導歯科衛生士の申請

第5条 規則第5条、細則第4条を満たし、指導歯科衛生士の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて、認定審議会に提出する。

- (1) 認定申請書（様式1号）
- (2) 履歴書（様式2号）
- (3) 学会会員歴証明書（様式3号）
- (4) 業績目録
- (5) 支部長、咬み合わせ指導医、指導歯科衛生士の3名の推薦があること。

第6章 認定資格更新の条件

第6条 認定資格の更新にあたっては、認定期間の5年間以内に次の項目で所定の単位以上を取得することを条件とする。

- 1. 認定歯科衛生士 60単位
 - (1) 学会の学術集会への出席
学会の年次大会 20単位
支部学術大会 10単位
 - (2) 認定歯科衛生士認定教育研修会への出席
10単位
 - (3) 学術大会発表（支部大会を含む）
筆頭発表者 30単位
第2, 第3発表者 10単位
 - (4) 機関誌への投稿
筆頭著者 30単位
第2, 第3著者 10単位
 - (5) その他認定審議会に承認されたもの
- 2. 指導歯科衛生士 100単位
 - 指導歯科衛生士については、上記で定める認定歯科衛生士の単位に加え、次の項目も更新単位とできる。
 - (1) 学術大会、シンポジウム演者 30単位
 - (2) 学術大会座長（支部大会を含む）

座長10単位

- (3) 認定歯科衛生士教育研修会での講演
30単位
- (4) 認定歯科衛生士の育成、および学会への貢献（業績目録）

第7条 認定資格の更新をしようとする者は、認定更新申請書（様式8号）、履歴書（様式2号）を認定審議会に提出し更新手数料を納入しなければならない。ただし、指導歯科衛生士で認定歯科衛生士資格取得後15年経過し、かつ70歳以上の者は、認定審議会の審議を経て、以後の更新手続きが免除され、終身認定される。

第8条 認定資格の更新の申請は、認定期間の満了日の11ヵ月前から満了日までに行わなければならない。

第9条 認定審議会の審議を経て、常任理事会において本学会への貢献が大と認められた者については認定資格を更新することができる。

第10条 更新時に、未納の会費のある者は、未納会費を速やかに完納することが必要である。

第11条 第7条に定める期間は病気療養や海外留学などやむを得ない事情があるときは認定期間に内にその理由を証明できる書類を添え、認定期間の延長を申請した者は認定審議会を経て常任理事会で決定承認する。

第7章 諸費用

第12条 細則第2条から第8条までに定める諸費用は次の各号に定める。

- (1) 認定申請料 10,000円
- (2) 検定試験料 10,000円
- (3) 登録料 10,000円
- (4) 更新手数料 10,000円

第13条 前条に定める既納の諸費用は、いかなる理由があっても返還しない。

第8章 補 則

第14条 この制度の実施・運営にあたり、財務は学会会計から分離した特別会計によって処理するものとする。

第15条 この細則の改訂については、認定審議会の審議を経て、常任理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1. この細則は平成25年11月1日から施行する。
- 2. この細則は一部改正し、平成31年4月17日から施行する。
- 3. この細則は一部改正し、令和6年7月24日より施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 補綴歯科専門医制度規則

第1章 総 則

- 第1条 本制度は、歯科補綴学の専門的知識および臨床技能・経験を有する優れた歯科医師を補綴歯科専門医（以下、「専門医」という。）として認定し、補綴歯科医療の高度な水準の維持と向上を図り、保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するために公益社団法人日本補綴歯科学会および特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下、「両会」という。）は連携し、合同の運営のもと、専門医の制度を設け、専門医制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 専門医の審査機関

- 第3条 専門医、指導医および認定研修機関の資格の適否を審査するために、両会は連携し合同の補綴歯科専門医制度・認定委員会を置く。その下に補綴歯科専門医制度小委員会と補綴歯科専門医認定小委員会（以下、「専門医認定小委員会」という。）を置く。尚、本専門医認定小委員会にて、補綴歯科専門医認定申請者としての資格が認められた者に限り、両会は理事会の議を経て一般社団法人日本歯科専門医機構（以下、「専門医機構」という。）へ申請するものとする。これらの申請者を専門医機構が相当であると認める場合に、これを専門医と認定する。

第3章 専門医認定申請者の資格

- 第4条 専門医の認定を申請する者は、次の各号をすべて満たさなければならない。
- (1) 日本国歯科医師の免許を有すること。
 - (2) 専門医認定申請時において、両会いずれかの会員歴を継続して5年以上有すること。
 - (3) 第7条の認定研修の各号に掲げる研修内容を満たすこと。
 - (4) 第8条に示した専門医試験に合格すること。

第4章 専門医認定研修機関

- 第5条 専門医認定研修機関に（甲）と（乙）を置く。専門医認定研修機関（乙）は専門医認定研修機関（甲）と連携して研修を行う。
2. 認定研修機関（甲）は、次の各号をすべて満たし、かつ、専門医認定小委員会、さらには両会の理事会の議を経て、専門医機構に認定された

機関とする。

- (1) 第9条に定めた指導医が1名以上常勤していること。
 - (2) 研修の実施に必要な設備、図書および人員を有し、かつ、十分な補綴歯科症例数を有していること。
 - (3) 歯科補綴学に関連する課題について定期的に教育・研修が行われていること。
 - (4) 大学の歯科補綴学に関連する講座または分野であること。
 - (5) 大学病院もしくは大学附属病院の補綴歯科治療に関連する講座または診療科であること。
3. 認定研修機関（乙）は、次の各号をすべて満たし、かつ、専門医認定小委員会、さらには両会の理事会の議を経て、専門医機構に認定された機関とする。
- (1) 第9条に定めた指導医が1名以上常勤していること。
 - (2) 研修の実施に必要な補綴歯科症例数を有していること。
 - (3) 必要により認定研修機関（甲）の設備、図書等を利用できること。
 - (4) 歯科補綴学に関連する課題について定期的に教育・研修が行われていること。
 - (5) 両会が認める学術集会または刊行物における歯科補綴学に関連する報告が行われていること。
 - (6) (1)から(5)について実地調査を受け、適格と認定されていること。
4. 専門医認定研修機関施設（甲）と（乙）の責任者は1年間の活動報告書を専門医認定小委員会に提出しなければならない。
- ## 第5章 専門医認定研修
- 第6条 専門医認定研修は、歯科補綴学領域における診断と治療のための高い技能とともに、他診療科歯科医師または医師からの要請に応じて適切な指示を与えることのできる能力を養成することを目的とする。
- 第7条 専門医認定研修は、次の各号をすべて満たさなければならない。
- (1) 専門医認定研修機関において5年以上診療および研究に従事すること、または、これと同等以上の経験を有すると認めら

れること。

- (2) 補綴歯科専門医制度施行細則に定める両会学術大会等に出席すること。
 - (3) 歯科補綴学に関連する発表を行うこと。
 - (4) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療を行うこと。
 - (5) 歯科専門医共通研修を受講していること。
 - (6) (2)から(5)については研修単位で表し、認定に必要な研修単位は、(2)から28単位以上、(3)から12単位以上、(4)から310単位以上、および(5)から10単位上を含み計360単位以上とする。なお、関連学会会員の場合は関連学会での発表との互換性を認めること。
2. 前項第5号と第6号の研修単位の細目は、別に定める。

第8条 専門医試験は、次のとおりとする。

- (1) 多肢選択式筆記試験とする。
- (2) 専門医試験は学術大会開催時に実施する。
- (3) 専門医試験に一度合格すれば、専門医資格登録まで有効とする。

第6章 指導医認定申請者の資格

第9条 指導医の認定を申請する者は、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) 専門医であること。
 - (2) 指導医申請時において、第5条に規定した専門医認定研修機関に所属し、15年以上の会員歴を有すること。
 - (3) 補綴歯科臨床に12年以上従事していること。
 - (4) 申請時を含み過去5年以内の論文（共著でも可）が1編以上あること
2. 専門医認定小委員会の議を経て、両会理事会で承認されること。

第7章 専門医認定申請、および資格登録申請

第10条 専門医、指導医、および認定研修機関の認定を申請しようとする者は、別に定める申請書類に認定申請料を添えて専門医認定小委員会に提出しなければならない。

第11条 専門医認定小委員会において第4条に示した要件を満たした者は、日本補綴歯科学会誌の投稿規程を確認のうえ、専門医認定小委員会において認定した日から起算して1年以内に日本補綴

歯科学会誌に専門医症例報告の投稿を行い、その掲載受理をもって、掲載証明書と登録料を添えて、専門医認定小委員会に資格登録申請を行わなければならない。

2. 専門医認定小委員会は、前項の資格登録申請に基づき全ての登録条件を満たしていることを審査し、両会の理事会の議を経て、専門医機構へ新制度専門医としての認定申請を行う。

第8章 専門医資格の更新

第12条 専門医、および専門医認定研修機関は、5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第13条 専門医の資格の更新に当っては、認定期間5年の間に別に定める研修を必要とする。

第9章 資格の喪失

第14条 専門医および指導医は、次の各号に該当するとき、専門医認定小委員会の議を経て、その資格を失う。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- (2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき。
- (3) 会員の資格を喪失したとき。
- (4) 専門医の資格更新の手続きを行わなかつたとき。
- (5) 専門医倫理綱領に抵触した場合。
- (6) 専門医医療広告ガイドラインに抵触した場合。

第15条 専門医認定研修機関は次の各号に該当するとき、専門医認定小委員会の議を経て、その資格を失う。

- (1) 指定の必要条件を欠いたとき。
- (2) 指定の更新を行わなかつたとき。
- (3) 専門医認定小委員会が研修機関として不適当と認め、両会の承認を得たとき。

第16条 専門医認定研修機関において指導医が不在となつた場合には、施設の責任者は別に定める書類を専門医認定小委員会に届け出なければならない。

- 2. 前1項に規定する場合においては、後任の指導医を専門医認定小委員会に申請するものとする。
- 3. 第1項に規定する指導医が不在となつた場合においては、24ヶ月を猶予期間とし、24ヶ月を越えて後任の指導医がない場合には、認定研修機関の資格を取り消す。後任が決まった時点で認定研修機関の資格を復する。

4. 猶予期間中の認定に関する事項は専門医認定小委員会の議を経て両会で認定する。

第17条 専門医、または専門医認定研修機関の資格を喪失した場合であっても、喪失の事由が消滅したときは、再び専門医、指導医、または認定研修機関の資格を申請することができるものとする。

第10章 補 則

第18条 専門医認定小委員会の決定に關し異議のある者は、委員長に申し立てることができる。

第19条 この規則の改廃は、専門医認定小委員会の発議により、両会の規程を検討する委員会で協議のうえ、両会の理事会の議を経て、専門医機構の承認を得なければならない。

第20条 この規則の施行についての細則の改廃は、専門医認定小委員会の発議により、両会の規程を検討する委員会で協議の上、両会の理事会の議を経て、専門医機構の承認を受けなければならない。

附則

1. この規則は、令和4年4月1日から施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 補綴歯科専門医制度施行細則

第1条 補綴歯科専門医制度規則(以下、「規則」という。)に定めた事項以外については、この細則に基づき補綴歯科専門医(以下、「専門医」という。)制度を運営する。

第2条 規則第7条の規定に基づく研修単位は、次の各号により算定する。

専門医の資格の申請に当っては、次の(1)から28単位以上、(2)から12単位以上、(3)から310単位以上、および(4)から10単位以上を含み、計360単位以上を修得しなければならない。

(1) 公益社団法人日本補綴歯科学会および特定非営利活動法人日本顎咬合学会(以下、「両会」という。)の学術大会、専門医研修会、補綴歯科臨床研鑽会プロソ(以下、プロソという)、咬合フォーラム等への出席

イ 両会の学術大会、支部学術大会、専門医研修会、プロソ、および非営利活動法人日本顎咬合学会の咬合フォーラムは1回4単位、生涯学習公開セミナーは1回2単位とする。

ロ 両会学術大会および両会が関わる学術大会において、補綴歯科専門医制度小委員会(以下、「専門医制度小委員会」という。)が認めた専門医研修単位認定セミナーについては、原則1時間2単位、最大4単位とする。

ハ 公益社団法人日本補綴歯科学会の学術大会、支部学術大会、専門医研修会、プロソ、および生涯学習公開セミナー、または特定非営利活動法人日本顎咬合学会の学術大会、支部学術大会、および咬合フォーラムで28単位以上を必要とする。

(2) 歯科補綴学に関連する発表(口頭発表、誌上発表を問わない。)

イ 論文発表 筆頭著者 8単位
共著者 4単位

ロ 口演発表(ポスター等を含む)
演者 6単位
共同演者 3単位

ハ 筆頭著者または演者の場合を必ず含み、かつ、12単位以上を必要とする。

ニ 発表を行う学術集会および刊行物については、別にこれを定める。

(3) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療

イ 治療終了後、3年以上経過観察を行った症例 10単位

ロ 治療を終了した基本症例
2単位(1装置)
治療を終了した難症例

5単位(1口腔)

「基本症例」とは、日本補綴歯科学会の症型分類(歯質欠損、部分歯列欠損、全部歯列欠損)におけるLevel I、Level IIの症例とする。ただし、Level III、Level IVの症例を「基本症例」に含めることも可とする。

「難症例」とは、日本補綴歯科学会の症型分類(部分歯列欠損、全部歯列欠損)におけるLevel III、Level IVの症例、もしくは別紙「補綴歯科の専門性」における「難症例の病態」に示された症例とする。

ハ 3年以上経過観察を行った症例、およびロに該当する症例(100装置以上[有床義歯30装置以上]と難症例20例以上)を必ず含み、かつ310単位以上を必要とする。

ニ 3年以上経過観察を行った症例には初診時、治療中および経過観察中のエックス線写真、研究用模型ならびに口腔内写真等の資料を必要とする。

ホ 3年以上経過観察を行った1症例については必ず両会が設定する会場においてケースプレゼンテーションを行うとともに、発表当日に口述試験を受ける。

ヘ ケースプレゼンテーション申請時には、認定に必要な単位数を満たしていることを必要とする。

ト ケースプレゼンテーションの申請は実施1ヶ月前までに申請する。

チ ホ以外の症例については、年齢、性別、初診年月日、診断名、治療内容、経過および指導医の意見を記載したものを提出することとし、場合によっては、資料の提出を求めることがある。

(4) 歯科専門医共通研修の履修

イ 日本歯科専門医機構が認定した研修会

- 等を受講した場合にのみ、所定の単位取得が認められる。
- 研修会終了後の e-testing 等の正答率 60%以上で単位取得を認める。
- ハ イ～ロを満たした上で、10単位以上を必要とする。
- 第3条** 規則第4条を満たし補綴歯科専門医（以下、「専門医」という。）の認定を申請する者は、次の各号に定める書類に認定手数料を添えて補綴歯科専門医認定小委員会（以下、「専門医認定小委員会」という。）に提出しなければならない。
- (1) 専門医申請書（様式1）
 - (2) 履歴書（様式2）
 - (3) 歯科医師免許証の写し
 - (4) 会員歴証明書（様式3）ただし、関連学会の場合は、当該学会会員歴証明書とする。
 - (5) 認定研修証明書（様式4）
 - (6) 学術大会出席記録（様式5）
 - (7) 歯科補綴学に関する発表記録（様式6）
 - (8) 歯科補綴学に関する領域の疾患の診断および治療記録（様式7）
 - (9) 歯科補綴学に関する領域の疾患の診断および治療記録（様式8, 8-1）
 - (10) ケースプレゼンテーション審査結果報告書（様式11）
 - (11) 専門医試験合格証明書の写し
 - (12) 歯科専門医共通研修受講記録の提出
2. 前項第8号および第9号の書類は次のものとする。
- (1) 前項第8号は第2条第3号イの、治療終了後、3年以上経過観察を行った症例の治療記録。
 - (2) 前項第9号は第2条第3号ロの、治療を終了した基本症例および難症例の治療記録。
3. 第1項第11号の専門医試験合格証明書は、専門医申請まで有効とする。
- 第4条** 規則第5条を満たし専門医認定研修機関の認定を申請する施設の責任者は、次の各号に定める申請書類を専門医認定小委員会に提出しなければならない。
- (1) 認定研修機関（甲）
 - イ 研修機関認定申請書（様式22）
 - ロ 指導医勤務に関する施設長の証明書（様式23）あるいはこれに準ずるもの。
 - (2) 認定研修機関（乙）
 - イ 研修機関認定申請書（様式22）
 - ロ 指導医勤務に関する施設長の証明書（様式23）あるいはこれに準ずるもの。指導医が施設長である場合には施設長の証明書に代えて、指導医が当該医療機関の管理者等であることを証明するもの。
 - ハ 連携する認定研修機関（甲）の承諾書（様式25）
 - 二 歯科補綴学に関する課題について定期的に開催している教育・研修の一覧（過去3年間の教育・研修について、①日時、②場所、③内容、④講師を記載）
 - ホ 教育・研修のための設備一覧
 - ヘ 教育・研修のための施設の概略図面
 - ト 繼続して定期的に行っている教育・研修に関する指針（800字程度）
- 第5条** 規則第5条2項に従い認定研修機関（甲）と（乙）施設の責任者は1年間の年次活動報告書（様式30）を専門医認定小委員会に提出しなければならない。
- 第6条** 規則第9条を満たし指導医の認定を申請する者は、次の各号に定める申請書類に認定手数料を添えて本会に提出しなければならない。
- (1) 指導医申請書（様式13）
 - (2) 履歴書（様式14）
 - (3) 本会会員歴証明書（様式15）
 - (4) 業績目録（様式16）
 - (5) 歯科補綴学に関する領域の疾患の診断および治療（様式8-1, 8-2）
- イ 治療を終了した基本症例
- 2 単位（1 装置）
 - 治療を終了した難症例
 - 5 単位（1 口腔）
- ロ イに該当する症例（120装置以上〔有床義歯35装置以上〕と難症例30例以上）を必ず含み、かつ506単位以上を必要とする。ただし、補綴歯科専門医取得時および更新時に申請し、認定された治療実績を含むこととする。
- 第7条** 規則第11条による申請は、資格登録申請（様式12）により行われなければならない。
2. 専門医の資格を申請および更新する者は学術大会参加の折、研修カードを所定の場所に提出

する。

第8条 専門医の資格の更新に当っては、5年間に次の(1)から20単位以上、(2)から3単位以上と(3)から35単位以上、あるいは(3)から38単位以上、および(4)から10単位以上を含み、計70単位以上を修得しなければならない。ただし、(3)は基本症例を10装置以上、難症例を3例以上含むこととする。

(1) 両会学術大会等への出席

- イ 両会学術大会、支部学術大会、専門医研修会、プロソ、および咬合フォーラム 4単位
- ロ 生涯学習公開セミナー 2単位
- ハ 歯科補綴学関連学会 2単位

但し長期海外滞在者については国際学術集会の出席を単位として認めることがある。

(2) 両会が認める学術集会または刊行物における歯科補綴学に関連する報告

- イ 論文発表 筆頭著者 8単位
共著者 4単位
- ロ 口演発表（ポスター、等を含む）
演者 6単位
共同演者 3単位

ハ 両会学術大会、両会支部学術大会における症例報告の講師（シンポジスト、同コーディネーター等を含む）

10単位

(3) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療

- イ 治療を終了した基本症例 2単位（1装置）
治療を終了した難症例 5単位（1口腔）

(4) 歯科専門医共通研修の履修 10単位

- イ 日本歯科専門医機構が認定した研修会、シンポジウム等を受講した場合にのみ、所定の単位取得が認められる。

(5) 専門医制度小委員会が認める講演会等の講師 4単位

(6) 歯科大学または歯科医師臨床研修施設における指導 年間当り1単位

第9条 専門医の資格を更新しようとする者は、次の各号に定める申請書類を専門医認定小委員会に提出しなければならない。ただし、第5号および

6号は、第2号が3単位以上とならない場合とする。

- (1) 専門医更新申請書（様式18）
 - (2) 両会学術大会ならびに関連学術集会出席記録（様式19）
 - (3) 歯科補綴学に関する発表記録（様式20）
 - (4) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療記録（様式8-1, 8-2）
 - (5) 専門医共通研修の必修項目の履修記録
 - (6) 専門医制度小委員会が認める講演会等の講師を証明するもの
 - (7) 歯科大学または歯科医師臨床研修施設における指導を証明するもの
 - (8) 専門医認定証の写し
2. 第1項第4号の書類は、第8条第3号イの、治療を終了した症例の治療記録とする。
3. 認定更新の申請は、認定失効期日の1年前から6か月前までに行わなければならない。
4. 指導医の資格は、専門医の資格が更新された時点で更新される。

第10条 専門医の資格を更新しようとする者で、次の号に定める特別な事情があり専門医の活動が困難な場合には、事前に開始日と終了期日を記載した活動休止申請書（様式18-3）とその事情を証明する書類を添付して、専門医の休止を申請することができる。

- (1) 留学
 - (2) 産前産後休業・育児休業
 - (3) 長期療養
 - (4) その他
2. 専門医認定小委員会で休止が承認された場合には、専門医の資格を停止する。
3. 初回の申請で2年の休止を認める。その後1年ごとの休止を申請することができる。
4. 休止期間中の診療実績、研修等の受講は更新の単位として認めない。
5. 特別な事情が解除された場合には、資格停止を解除する。専門医の資格を更新しようとする者は、休止期間を除く前後5年で第8条の更新基準を満たさなければならない。

第11条 認定研修機関を更新しようとする施設の責任者は、研修機関認定更新申請書（様式26）および指導医勤務に関する施設長の証明書（様式27）あるいはそれに準ずるものに更新継続料を添えて専門医認定小委員会に提出しなければなら

ない。

2. 規則第16条1項に従い認定研修機関において指導医が不在となった場合には、施設の責任者は速やかに専門医認定小委員会に届け出なければならない（様式22-2）。
3. 規則第16条4項に従い専門医認定研修機関認定取消の猶予を申請する場合には、専門医認定小委員会に書類にて申請しなければならない（様式22-3）。
4. 専門医認定研修機関認定取消猶予の解除を申請する場合には、専門医認定小委員会に書類にて申請しなければならない（様式22-4）。
5. 認定更新の申請時期は、第8条第3項を適用する。

第12条 両会が認める学術集会は、日本学術会議協力団体の学術大会または両会の認める学会の学術大会をいう。

2. 両会が認める刊行物は、日本学術会議協力団体の雑誌またはそれに準ずるものとする。

第13条 この細則の改廃は、専門医制度小委員会の発議により、規程を検討する委員会での協議の上、両会理事会の議を経て、一般社団法人日本歯科専門医機構の承認を受けなければならない。

附則

1. この規則は、令和4年4月1日から施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 支部規則

(総則)

第1条 支部運営については、定款施行細則に定めるものとのほかこの規則によるものとする。

(支部役員)

第2条 支部に次の役員をおく。

支部長 1名
副支部長 1名
支部理事 若干名
支部監事 2名

(支部役員の職務)

第3条 支部役員は次の会務を担当する。

- (1) 支部長は、支部を代表し支部の会務を総括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故ある場合はこれを代行する。
- (3) 支部理事は、支部長を補佐し支部の会務を管理する。
- (4) 支部監事は、支部の会務を監査する。

(会費および運営費)

第4条 支部費は会員より徴収しない。

2. 支部運営費は本部からの交付金及び学術集会参加費とする。

(支部理事会)

第5条 支部理事会は、原則として年1回開催し次の事項について審議する。

- (1) 事業報告、収支決算に関する事項
- (2) 事業計画、収支計画に関する事項

(内規)

第6条 支部は支部内規を制定することができる。

2. 支部において内規を制定した時はこれを改廃したときは、理事長に報告しなければならない。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は理事会の決議によるものとする。

附則

1. この規則はこの法人成立の日から施行する。
2. この規則は一部改正し、令和6年7月24日より施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 財務委員会規則

(趣旨・目的)

第1条 財務委員会（以下「委員会」という）は特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「本学会」という）の定款第5章及び第6章並びに同施行細則第5章及び第12章に基づき、資産の管理運用に関する事項及び本学会の予算案を策定し、理事長に提言するものとする。

(組織・体制)

第2条 委員会は10名程度で組織する。
2. 専門の事項を調査・審議するため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第3条 委員は委員長が推薦し理事長が委嘱する。
2. 専門委員は、資産管理運用に関し学識経験のある者のうちから、委員長が推薦し理事長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員及び専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、退任した委員の補欠として選任された委員及び専門委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
2. 委員長および副委員長は理事会において理事のなかから選出し、理事長が委嘱する。
3. 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が委員会に出席できない場合は、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は委員会を招集し、会議を主催する。委員会は少なくとも年度ごとに1回開催するほか、必要に応じて随時委員長が招集する。

(審議事項)

第7条 委員会は資産管理運用に関する次の事項について理事長に提言を行う。
1) 資産管理運用に関する基本方針について
2) 資産構成について
3) 資産管理運用の具体的方策について
4) 資産管理運用に関する内外の動向について

2. 委員会は、各委員会、各支部及び事務局から提示された予算案を基に、当該年度本法人の事業計画に基づき、予算案を策定する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は理事会が定める。

附則

1. この規則は、平成17年1月12日から施行する。
2. この規則は一部改正し、平成27年6月29日から施行する。
3. この規則は一部改正し、令和6年7月24日より施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 資産管理運用規則

(目的)

第1条 この規則は特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「本学会」という）の資産管理運用の基本方針、手続き等について定め、もって本学会資産の適正かつ効率的な管理運用に資することを目的とする。

(資産管理の基本方針)

第2条 資産管理運用については本学会定款施行細則第12章に基づいて行わなければならない。

2. 資産管理運用に際しては複数の受託金融機関と複数の商品（預金・債券・投資信託など）に分散し、常に安全性に配慮しなければならない。

(資産管理運用責任者)

第3条 資産管理運用の責任者は、理事長とする。

2. 理事長は理事会、常任理事会の決定に従い、かつ、財務委員会の提言に基づき資産の管理運用を行う。

(資産の分別)

第4条 本学会の資産を一般財産と特別財産とに分別する。

- 1) 一般財産とは日常の学会運営に必要な資金枠を指し、銀行普通預金・円MMF（投資信託）等により、元本返還が確実でかつ流動性を重視して管理されるべき財産とする。
- 2) 特別財産とは中・長期に計画的な支出が見込まれ、最長5年程度の固定化が可能な資金枠を指し、債券・投資信託等により、元本返還の確実性が高く、かつより効率的に運用されるべき財産とする。
- 3) 一般財産と特別財産の金額は、月次の資金繰りを確認し、適宜定めるが、当面、特別財産の金額は学会資産から認定医会計資産を除外した40%程度を目安とする。

(管理運用対象)

第5条 資産管理運用対象は次の通りとする。

- 1) 一般財産については、原則として銀行普通預金・郵便貯金・円MMF（投資信託）とする。
- 2) 特別財産については、S&P・ムーディーズの格付けの低いほうにおいてA格以上の格付けを持った国債・公債・社債、及び投資信託（外貨建のものを含む）の中から選定する。

(管理運用方法の決定)

第6条 預金口座の新規開設・閉鎖、運用商品の購入・途中売却等にあたっては財務委員会の提案に基づき、理事長が理事会又は常任理事会に付議し、決定するものとする。

2. 購入した商品が第5条2項の要件を満たさなくなった場合は、財務委員会においてただちに対応策を検討し、理事長に報告しなければならない。
3. 理事長は前項の報告を理事会又は常任理事会に付議し、対応を決定するものとする。

(管理運用状況の報告)

第7条 理事長は資産管理運用の状況及び結果を常任理事会・理事会・評議員会及び総会において報告しなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、資産管理運用に関し重要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

附則

1. この規則は、平成17年1月12日から施行する。
2. この規則は一部改正し、平成27年6月29日から施行する。
3. この規則は一部改正し、令和6年7月24日より施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 利益相反(COI)委員会規則

(趣旨)

第1条 特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「本学会」という）は利益相反（Conflict of Interest 以下「COI」という）委員会（以下「COI委員会」という）を置く。COI委員会は、本学会の事業活動において、会員などのCOIを適正に管理することを目的とする。

(組織)

第2条 COI委員会は委員長、副委員長、委員若干名及び1名以上の外部委員をもって組織する。

2. 委員長及び副委員長は、理事会において理事の中から選任し、理事長が委嘱する。
3. 外部委員は、本学会会員以外の有識者を理事長が選任し委嘱する。
4. 委員長・副委員長・その他の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
5. 委員長は、COI委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に故障がある場合は副委員長がその職務を代行する。
6. 委員長は、委員会の調査・審議に資するため、顧問を若干名選任することができる。ただし、顧問は議決に参加することはできない。その任期は2年とし、再任を妨げない。

(業務)

第3条 COI委員会は、本学会「利益相反(COI)に関する指針」（以下「COI指針」という）に基づき、次の各号に掲げる事項を行う。

- 1) 本学会会員などの利益相反を適正に管理（本学会会員に対するCOIの周知を含む）するための方策の立案
- 2) 本学会会員などのCOI自己申告書に関する調査、審査及び措置
- 3) 本学会会員などからの利益相反に関する質問・相談への対応
- 4) 本学会の利益相反に関わる情報公開に関する事柄
- 5) その他、利益相反の管理に関する必要な事項の審議

2. COI委員会委員の申告した事案が調査・審査の対象となった場合、当該委員は調査・審査業務に加わらないものとする。

(対象者及び調査などの実施)

第4条 利益相反管理の対象者は次の各号に掲げるものとする。

- 1) 本学会会員
- 2) 本学会が実施する学術集会等の発表者
- 3) 本学会が発行する機関誌及び学術図書等の著者
- 4) 本学会が実施する研究・教育及び調査に関わる研究者
- 5) 本学会の役員（理事・監事）及び顧問
- 6) 1)～5)の対象者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者

2. 前条第1項第2号は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- 1) 利益相反自己申告書の請求
- 2) 事情聴取
- 3) 助言・指導など
- 4) 状況観察と報告書の請求
- 5) その他、利益相反管理のための調査に必要と認める事項

3. 前項各号の実施手続については、COI委員会が必要に応じて別に定める。

(違反者に対する措置)

第5条 COI委員会は、提出されたCOI自己申告事項について、「COI指針」に基づき審査・審議し、判断する。

2. COI委員会は、前項の規定による審査の結果、COI状態の改善が必要と判定した者に対し、改善勧告を行うことができる。
3. COI委員会は、前項の改善勧告を行った場合、対象者のCOI状態について改善状況を観察し、必要に応じて報告を求めることができる。
4. COI委員会は、前項の措置後も、対象者に深刻なCOI状態があり、その説明責任を果たせない場合、審査の結果などを理事長に報告する。
5. 自己申告書を提出しないなどCOI状態の開示がない、または不十分な場合にも本条の規定を準用する。

(会議および決議)

第6条 COI委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数による。

(意見の聴取)

第7条 COI 委員会が必要と認めた際は、委員以外の者の出席を求めその意見を聞くことができる。

(委員等の守秘義務)

第8条 COI 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を正当な事由なくして他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

2. 前条の規定により COI 委員会に出席を求められた者及び COI 委員会の事務を行う者についても、前項の規定を準用する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、COI 委員会の運営に必要な事項は、理事会の審議を経て別に定める。

附則

1. この規則は、令和元年11月20日より施行する。
2. この規則は一部改正し、令和2年4月15日より施行する。
3. この規則は一部改正し、令和6年7月24日より施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 ハラスメント防止委員会規則

(趣旨)

第1条 特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下本学会とする）は本学会ハラスメント防止ガイドラインの趣旨に則り、ハラスメントの防止・対応策の実施のために、本学会ハラスメント防止委員会を設ける。

(組織)

第2条 本学会ハラスメント防止委員会は、次の各項にあたる委員と専門委員をもって構成する。

2. 委員長1名、副委員長2名（うち1名は筆頭副委員長）は、理事会において理事の中から選出し、理事長が委嘱する。
3. 委員は委員長が推薦し、理事長が委嘱する。
4. 委員長・副委員長・その他の委員には、原則として男女とも少なくとも2名以上の委員が含まれるようにする。
5. 委員長・副委員長・その他の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
6. 委員長は、ハラスメント防止委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に故障がある場合は副委員長がその職務を代行する。

(業務)

第3条 本学会ハラスメント防止委員会の任務は、本学会ハラスメント防止ガイドラインの第4項にある防止・対応策を実施することにある。実施の具体策に関しては、別途細則に定める。

附則

1. この規則は、令和4年7月27日から施行する。
2. この規則の改廃は理事会の決議によるものとする。
3. この規則は一部改正し、令和6年7月24日より施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 日顎基金運営規則

(名称)

第1条 この基金は「日顎基金」(以下基金)と称す。

(趣旨)

第2条 この規則は、基金の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(運営者)

第3条 基金の運営者は、「特定非営利法人日本顎咬合学会」(以下学会)とする。

2. 学会は基金の運営に係わる事務全般を統括し、学会理事会が基金の運営に係る責任を負う。

(事業の目的)

第4条 学会会員が患者より預かった撤去冠の精鍊代金を基金へ寄付し、基金は集まった資金を慈善団体・研究機関等に寄付し、以て学会としての公益の増進及び社会に貢献することを目的とする。

(事業の仕組み)

第5条 寄付をする会員は、患者より預かった撤去冠を精鍊事業者へ渡す際、精鍊地金の代金を「基金」へ直接送金するよう指示する。

2. 精鍊事業者は、同代金を「基金」に送り、学会会員へは精鍊の明細を送付する。
3. 基金は寄付をされた会員へお礼状(寄付金受領通知)を送付する。
4. 基金の寄付先については理事会で決定し、寄付するものとする。

(寄付金)

第6条 基金は、基金の目的に賛同する学会会員又は団体から集められた寄付金を主な資金源とする。

2. 基金への寄付は、患者からの撤去冠の精鍊代金の寄付を基本とするが、その募集方法については適宜設定できるものとする。
3. 反社会的勢力等公序良俗に反する個人又は団体からの資金と判明できた資金、法令遵守の観点から受け入れるべきでないと判断される資金、その他正当な理由により受け入れを拒むべきと、学会が判断した資金については、受け入れないものとする。

(職務)

第7条 学会及び理事会は、次に掲げる職務を所掌する。

- (1) 基金の財産の状況及び業務実施状況の確認
- (2) 寄付金の募集及び受け入れに関する支援
- (3) その他基金運営に関し必要な事務
- (4) 基金の継続、解散、その他基金運営に関する重要な事項

(意思決定に関するその他の事項)

第8条 理事会による決定及び学会による職務執行は、学会の監事が必要と認めた場合監事による監査を受けるものとする。

(事業報告等)

第9条 学会は、学会の事業年度と同一の期間において経理を行い、事業年度終了後遅滞なく、事業実施状況報告書及び決算報告書並びに財産目録を作成し、学会理事会に対して報告するものとする。

2. 学会理事会は、当該報告を受けた後、学会ホームページ等で当該事業報告等を公開するものとする。

(基金の解散)

第10条 学会基金は、以下のいずれかに該当する場合に解散するものとする。

- (1) 4条の目的を達成し、学会基金の存在意義が見出せなくなったとき。
- (2) 第4条の目的達成が不能であることが明らかなとき。
- (3) 学会基金の資金が不足し、第4条記載の事業の継続が著しく困難であることが明らかなとき。
- (4) 学会が解散するとき。
- (5) その他、基金を解散すべきと学会理事会が判断を下したとき。

附則

1. この規則は、平成18年1月11日より施行する。
2. この規則の改廃は理事会の決議によるものとする。
3. この規則は一部改正し、令和6年7月24日より施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会 ソーシャルネットワーキングサービス利用規則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人日本顎咬合学会（以下「本学会」という）におけるFacebook, X（旧Twitter）, LINE, Instagram, Youtube等のソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(アカウントの取得・設定)

第2条 SNSにおいて本学会がアカウントを取得・設定する場合には、本学会の理事会又は常任理事会の承認を得なければならない。

2. 本学会の会員・職員が本学会のものと誤認されるようなアカウントを取得・設定する場合も、前項と同様とする。

(本学会からの情報発信)

第3条 SNSにおいて本学会が情報を発信する場合には、理事会又は常任理事会の承認を得なければならない。広報委員会は当該承認・不承認等についてその直近で開催される本学会の理事会又は常任理事会に報告し、本学会の理事会又は常任理事会はその判断により本学会としての対応を決定することができる。

2. 本学会の会員・職員が本学会のものと誤認されるような情報を発信する場合も、前項と同様とする。

(SNSの利用方法)

第4条 本学会の会員・職員は、SNSを利用するに当たっては、本学会の名誉・信用を毀損することがないように注意しなければならない。

2. 本学会の会員・職員は、SNSの利用に関して、本学会の定款その他の規則等に違反する事実または本学会の名誉・信用を毀損するおそれのある事態を覚知した場合には、直ちに本学会に報告し、善後策を講じなければならない。

(雑則)

第5条 この規則を改廃するときは、理事会の決議によるものとする。

附則

1. この規則は、令和7年1月22日から施行する。

特定非営利活動法人日本顎咬合学会誌投稿規程

1. この規程は、日本顎咬合学会誌に掲載する原著、総説および臨床報告等の投稿について、下記のように定める。
2. 投稿は、原則として本会会員に限る。
3. 本誌に投稿するものは、顎咬合学の基礎および臨床に関するものであって、他の雑誌に発表していないものに限る。重複投稿は禁止する。
4. ヒトを研究（実験）対象とする内容については、ヘルシンキ宣言を遵守して、倫理的に行われており、被験者あるいは患者との間にインフォームドコンセントが得られていなければならない。また、所属施設の倫理委員会あるいは本学会倫理委員会等の承認が得られていなければならない。
動物を研究（実験）対象とする内容については、所属機関、研究所の動物実験委員会等の承認が得られていなければならない。また、各種の動物保護や愛護に関する法律や基準に則していかなければならない。
5. 原稿の査読、ならびに採否と掲載料
 - 1) 投稿されたすべての原稿は、編集委員会または専門的知識を有する者によって査読される。
 - 2) 投稿原稿が、編集委員会へ到着した日付をもって、受付日とし、複数の査読者の意見をもとに編集委員会で検討し、その採否を決定する。
 - 3) 原稿の長さは原則として刷り上り 6 頁までとするが、内容によっては編集委員会の検討により若干の増頁も認める。なお、図表・写真等の実費、発送等別刷りにかかる費用は著者負担とする。
6. 別刷
別刷は有料とする。なお、希望する場合はその数量、送付先を原稿送付時に記載する。
7. 投稿原稿には、本誌指定の論文投稿表を添付する。別項のチェックシートにより、著者自身で投稿原稿内容の確認を行い、著者チェック欄にチェックする。
8. 校正
著者による校正は原則として初校までとし、その際には字句の著しい変更・追加・削除や、組版面積に影響を与えるような追加、削除等は固くお断りする。校正刷りは所定の日までに必ず返却する。校正

不要の場合には、その旨表紙左側に明記する。投稿者が連名のときは、校正の責任者と送り先を明記すること。

9. 原稿の様式

各論文の種別および形式は以下基準とする。

・総説 (Review)

・原著 (Original Article)

・症例報告 (Case Report)

患者を対象とし、原則として初診から治療計画、治療結果とその評価など時間経過を追う形式とする。

※歯科技工士、歯科衛生士でも歯科医師が連名の場合は症例報告を投稿することができる。

・臨床報告 (Clinical Reports)、技術報告 (Technical Reports)

自分が単独で診断や治療をしていない（もしくはできない状況で）臨床例の断片的な報告は臨床報告（または技術報告）とする。

※診断または治療を指示した歯科医師名を記載する。

・短報 (症例報告、臨床報告、技術報告)

症例報告、臨床報告、技術報告における 4 ページ以内の短い記事を短報とする。

※短報であっても論文賞の対象となる。

1) 原著論文は原則として表紙、英文・和文抄録、本文（緒言、材料および方法、結果あるいは成績、考察、結論）、文献の順に綴じ、表紙から通しページ番号をつける。

2) 論文の表題は簡潔に内容を表し、副題は数字のみでなく内容を表したものであること。

副題例) 一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(その 1) □□□□□□□□□□□□□

(第 1 報) □□□□□□□□□□□□□

3) 著者名は全員記載し、所属は正式名称を記載する。連絡先は校正刷の郵送先を記載する。

4) 投稿原稿は口語体、新かなづかい、ひらがな、横書きとし、漢字は学術用語など特殊な場合を除き常用漢字を用いる。外国人名および地名はなるべく原語とする。

5) イタリック体で表現すべき個所で、イタリック体で記載できない場合は、アンダーラインを引いて表す。例) in vitro

10. 論文表紙

- 1) 論文表紙には和文・英文による表題、著者氏名、所属機関名、所属機関ごとの指導者の氏名と職名、住所を記載する。また和文・英文によるキーワード（索引用語）を記載する。
- 2) 所属機関名、ならびに英文による所属機関名と住所は、その機関が公に登録しているものを使用する。
- 3) 英文表題は冠詞、前置詞、接続詞などの付属語ならびに慣用の特殊語を除き、かしら文字を大文字、以下を小文字で記載する。キーワード（索引用語）は5語程度とし、各語とも極力少文字数で表現する。

11. 本文

- 1) 本文は原則として緒言、材料および方法、結果あるいは成績、考察、結論の順に記載する。
- 2) 緒言、材料および方法、結果あるいは成績、考察、結論の見出しの前には数字をつけない。
- 3) 文中の項目を細分する場合は、I・II・III……、1・2・3……、1)・2)・3)……、①・②・③……、の順によるものとする。
- 4) 文中の外国語（欧文）は下記の通りとする。
 - ①人名：通常姓のみを記載する。
 - ②製品名、製造者名：原語で示す必要があれば、かしら文字を大文字、以下を小文字とする。
 - ③普通名詞：ドイツ語、ラテン語はかしら文字を大文字、以下を小文字とする。英語、フランス語はすべて小文字で記載する。
 - ④学名：二名法により属名のかしら文字を大文字、以下を小文字とし、イタリックで記載する。たびたび使用する場合は2回目以後属名を省略し、かしら文字で表してさしつかえない。
例) *Streptococcus mutans* → *S. mutans*
 - ⑤その他：原語で示す必要があれば、慣用の特殊語を除きすべて小文字で記載する。
- 5) 文中の数字の取り扱いは、下記の通りとする。
 - ①アラビア数字（算用数字）：数量を示す場合
 - ②日本数字（漢字）数字を含む名詞、形容詞、副詞など：第一大臼歯、一部分、二次う蝕、二、三の、再三、四方、十二指腸、十数回
- 6) 単位は慣習に従い記載する。

12. 参考文献

- 1) 文献は、本文末尾に一括して引用順に記載する。

2) 記載例題

- 雑誌……著者：表題。雑誌名、巻（号）：頁一頁、年号。
- 単行本…著者：書名。版：頁一頁、発行所（発行地）、年号。
- (例1) 村岡 博：中心位 Centric Relation の採得法。歯界展望、42(1)：55–65, 1973.
- (例2) Ross, I.F. : Incisal Guidance of Natural Teeth in Adults. J.P.D., 31 : 155-175, 1974.
- (例3) 河村洋二郎：口腔生理学。第1版：253-255、永末書店（京都），1966.
- (例4) Kornfeld, M. : Mouth Rehabilitation. 2nd ed. : 101-131, Mosby(St. Louis), 1974.
- なお、雑誌等の略称については、別項に準じ記載すること。
- 3) 掲載誌名の省略法は、原則として当該雑誌で規定されている省略法を採用する。

13. 図表

- 1) 図、写真、表などは図と表に分類して番号を記入する。写真を使用する場合は、解像度の高いものを（300dpi以上）を用意する。画像データの形式はJPG, JPEG, PENとし、パワーポイント（PPT）上に図番号を付して配置することが望ましい。
- 2) 図、写真、表はカラー・モノクロの指定を行うこと。図・表を単色で作成する場合は黒で記載し、カラーを希望する場合は著者自身で配色した上でカラーデータを添付して投稿すること。
- 3) 図・表には、それのみで理解できるような説明をつけ、それぞれに記載する図・表の説明は日本語を用いる。
- 4) 図・表のサイズは、原則として編集作業時に決定する。なお写真は1カットを1枚とするが、組写真（10枚法エックス線写真を含む）を用いる場合はあらかじめ著者自身が作成すること。なお組写真の場合はページ幅（16cm）を基準とする。サイズが不明の場合は編集委員会に委託する旨、記載する。
- 5) 図・表の挿入個所を本文中に明記する。

14. 投稿原稿の送付

- 1) 投稿は原則としてオンライン投稿とし、オンライン投稿・査読システム（<https://ago.ac/publications/thesis/>）から行う。ただし、編集委員会が依頼した原稿についてはこの限りではない。

- 2) 投稿原稿の形式は word を用い投稿票、表紙、英文抄録、本文、文献の順に記載し、通しページ番号をつけて投稿する。
 - 3) 投稿ページの指示に従って「論文の種類」、「タイトル」、「キーワード」、「COI 申告」を入力後、投稿ページに進み、各ファイルをアップロードした上で投稿を完了すること。
 - 4) この規定にない事項は、別に編集委員会で決定する。
15. 本誌掲載の著作物の複写権、有線送信権は本学会に帰属するものとする。

附則

1. この規程の改廃は理事会の決議によるものとする。
2. この規程は一部改正し、令和 6 年 4 月 10 日より施行する。
3. この規程は一部改正し、令和 6 年 7 月 24 日より施行する。